

第 2 期

富山市教育振興基本計画

目 次

	頁
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の実効性の確保	3
第2章 本市教育を取り巻く現状と課題	3
1 本市を取り巻く現状と課題	3
(1) 少子化の進行	3
2 子どもを取り巻く現状と課題	4
(1) 子どもの学力	4
(2) 子どもの心	4
(3) 子どもの体	4
(4) 家庭の教育力	5
3 教員を取り巻く現状と課題	5
4 生涯学習を取り巻く現状と課題	5
第3章 計画の目標	6
1 基本理念（教育目標）	6
2 計画の体系	6
第4章 計画における施策	7
1 基本的な方向1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を 備えた子どもの育成	7
(1) 確かな学力の定着	7
(2) 豊かな心の育成	13
(3) 健やかな体の育成	20
(4) 社会で生きる実践力の育成	24
(5) 教員の資質能力向上	26
(6) 幼児教育の充実	32
(7) 外国語教育の充実	33
(8) 家庭環境の経済状況や地理的条件への対応	35
(9) 特別支援教育の充実	36
(10) 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実	37

(1 1) 私学の振興	4 0
2 基本的な方向2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全 で質の高い学校教育環境の整備	4 1
(1 2) 質の高い学校教育環境の整備	4 1
(1 3) 安心・安全な学校教育環境の整備	4 3
3 基本的な方向3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長 支援	4 7
(1 4) 家庭における教育力の向上	4 7
(1 5) 学校・家庭・地域との連携	5 1
4 基本的な方向4 市民による生涯を通じた教育の充実と 文化遺産等の保全・活用	5 4
(1 6) 高等教育の充実	5 4
(1 7) 生涯学習活動の充実	5 6
(1 8) 生涯学習活動拠点の充実	5 8
(1 9) 文化遺産等の保全・活用	6 3

参考資料

- ・ 富山市教育振興基本計画懇話会委員名簿
- ・ 富山市教育振興基本計画策定の経過

なお、本計画策定時においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」が公布されているが、「元号を改める政令」は公布されていないことから、平成31年4月30日の翌日以降の元号についても、便宜的に「平成」で表示している。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市を取り巻く時代の潮流は、人口減少と少子・超高齢社会の進行、国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題など、大きな転換期にあり、これに伴い市民意識も個性や感性を重んずる傾向が強まり、多様な価値観が尊重され、ライフスタイルも多様化しています。

また、子どもたちの教育を取り巻く状況も大きく変化しています。児童生徒数の減少、学力や学習意欲をめぐる問題、規範意識や社会性の希薄化、いじめや不登校の問題、家庭や地域の教育力の低下など、多くの課題があります。

スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器が普及し、AIやロボットが台頭するなど、これからの変化の激しい、知識基盤社会を生き抜く子どもたちには、柔軟に対応する力や、多様な視点から考える力、仲間と協働する力、果敢に挑戦する力などが必要であり、それらを確実に育むことが求められます。

平成18年12月に全面改正された教育基本法では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれております。

また、同法では、教育の理念や目的を具体化するため、「教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画を国が定めること」、さらには、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

こうした中、平成30年6月には、国の「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

本市では、平成26年2月に、国の「第2期教育振興基本計画」を参酌した「富山市教育振興基本計画」を策定し、計画的に教育行政を推進してきたところですが、市の計画期間が、平成30年度末までであり、新たな国の計画が策定されたことから、「第2期富山市教育振興基本計画」を策定することとしました。

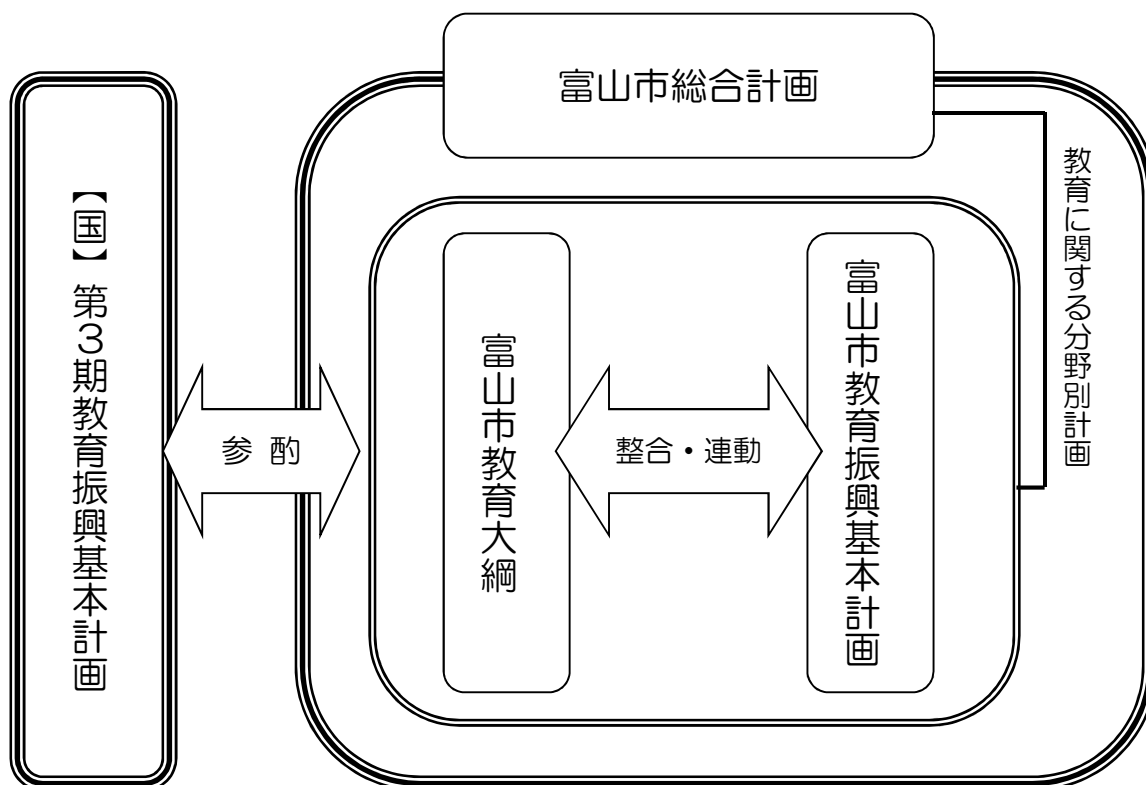
この計画に基づき、本市の教育行政を推進することで、本市教育のさらなる質の向上を目指し、子どもを安心して学校に預けられる子育てしやすい環境が整った市、また生涯にわたって学び続けることができる環境が整った市として、選ばれる市を目指します。

2 計画の位置付け

第2期富山市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき策定する、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

計画の策定にあたっては、国の第3期教育振興基本計画を参酌し、「富山市総合計画」及び「富山市教育大綱」との整合性を図りながら、概ね10年先を見通して、本市が目指す教育の基本的な方向や基本施策を明確に示し、それらを確実に実現するために、今後5年間に必要な施策や取組みを体系的に整理しています。

- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (2) 富山市の教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中長期的な計画
- (3) 市政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「富山市総合計画」の教育に関する分野別計画
- (4) 富山市の教育の振興に関する総合的な施策の「基本方針」である「富山市教育大綱」と整合性・連動性を図る計画

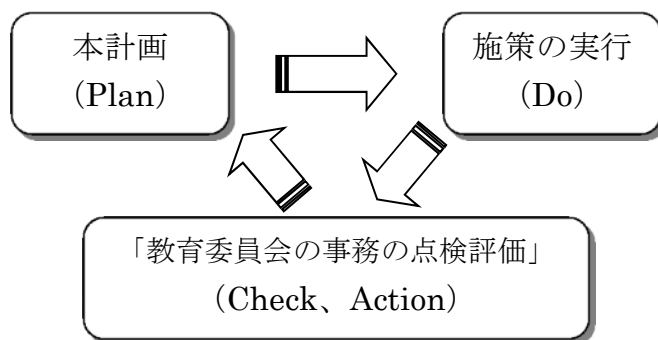


3 計画の期間

概ね10年先を見通しながら、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

4 計画の実効性の確保

この計画の推進にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルによるマネジメントシステムにより計画の実効性を確保していきます。具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、「教育委員会の事務の点検及び評価」を実施し、これを議会に提出するとともに、富山市ホームページに掲載します。



第2章 本市教育を取り巻く現状と課題

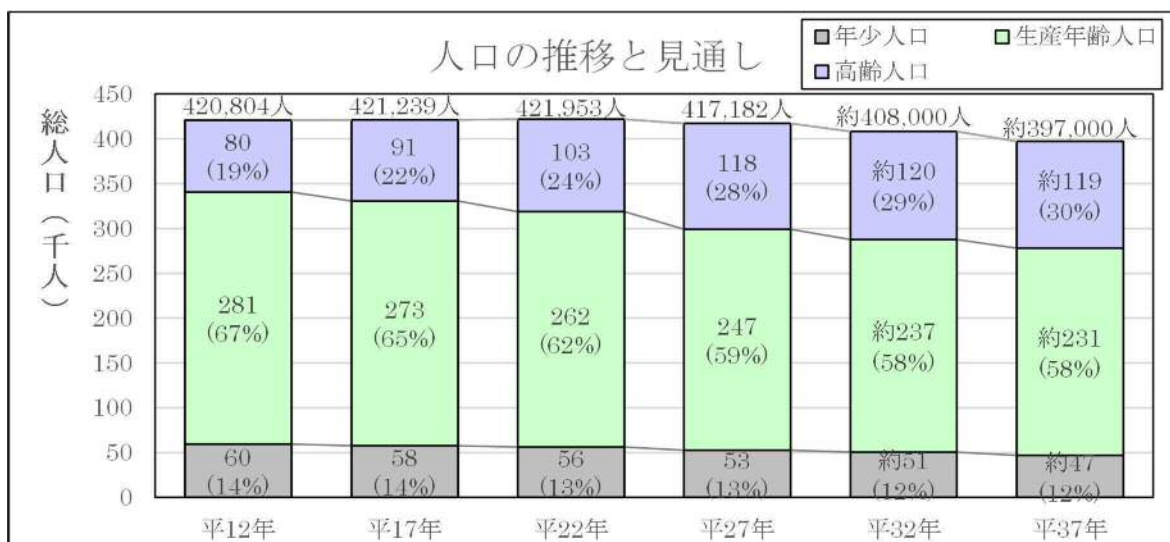
1 本市を取り巻く現状と課題

(1) 少子化の進行

本市の将来人口推計によると、本市の総人口は、平成22年にピークを迎え、その後は減少に転じ、その傾向は今後も続くものと見込まれています。

また、0歳から14歳までの年少人口は、平成27年から平成37年までの10年間で約6,000人減少し、小規模な小・中学校が増加する見込みです。

このような現状の中、本計画に基づき教育行政を推進し、本市教育のさらなる質の向上を目指すことで、子どもを安心して学校に預けられる、子育てしやすい環境を整えることが必要です。



資料：富山市将来人口推計報告書

2 子どもを取り巻く現状と課題

(1) 子どもの学力

本市の小・中学生の学力は、全国学力・学習状況調査における平均正答率の結果から、近年、全国平均との差が縮小してきているものの、全国平均を上回っています。その背景としては、保護者や地域住民等の熱意や協力、教職員の日頃からの努力などが挙げられます。

また、学習状況の面では、全国学力・学習状況調査の結果から、本市の子どもは、学校以外で2時間以上学習をする児童生徒の割合が、全国平均に比べて低く、その一方で、放課後に家庭でゲームやインターネットをして過ごす児童生徒の割合が、全国平均に比べて高いという結果が出ています。

これらのことから、子どもの学力を定着させる取組みを引き続き行っていくとともに、学習習慣の一層の定着を図ることが必要です。

(2) 子どもの心

本市の子どもは、全国学力・学習状況調査の結果などから、地域行事への出席率が高い、地域でのボランティア活動によく参加するなど、地域や社会に対する関心が比較的高いといった特長が挙げられます。

しかしながら、社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、それに伴い子どもの心に関する様々な問題が生じています。

本市の不登校児童生徒の出現率については、年々増加傾向にあり、引き続き問題解決に向けて取り組むことが必要です。

また、いじめの認知については、「いじめの定義」を限定的に解釈することなく、正しく理解し、適切に認知することがより求められていることから、これまで以上に積極的な把握に努めることが必要です。

引き続き、いじめの未然防止、早期発見、即時対応に努めることで、認知できない潜在化したいじめが発生しないよう、また、認知したいじめについては、なるべく早期に解決できるよう、地域・家庭と連携を図り、関係機関とも連絡を密にして、問題解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

また、子どもの規範意識、社会性の希薄化や主体性の低下が指摘されており、自然体験活動や社会体験活動を通してより豊かな人間性を育成し、道德教育の充実などにより、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念を育むことなどが必要です。

(3) 子どもの体

社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化し、生活習慣が乱れ、子どもの健康状態や食生活の乱れが懸念されます。

また、運動に進んで親しむ子どもとそうでない子どもの、運動習慣及び体力の二極化が進んでいます。

そのため、子どもとその保護者への生活習慣病の正しい理解の浸透に取り組み、

日常生活において食事や運動不足の改善をいかに図るかが課題となっています。

また、学校においては、体育の学習や体育的行事、運動部活動などにおいて、運動習慣の定着を進め、子どもの体力の向上を図ることが必要です。

(4) 家庭の教育力

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、「基本的な生活習慣」、「豊かな情操」、「社会的なマナー」などを身に付ける上で、重要な役割を担っています。しかし、家族構成の変化や家庭と地域とのつながりの希薄化といった社会の変化を背景に「家庭の教育力」の二極化が問題となってきています。

3 教員を取り巻く現状と課題

本市の教員の年齢構成は、50歳代が多く、この年代の教員の大量退職に伴う量及び質の確保が課題となっています。

また、中核市への人事権移譲を見据えて、教員研修の充実などにより、本市の学校現場が教員にとってやりがいのある職場となるよう努める必要があります。

4 生涯学習を取り巻く現状と課題

市民にとって最も身近な学習拠点である公民館をはじめとして、市民の生涯を通じた学びの活動である生涯学習活動は全国的に見ても非常に活発です。

今後は、公民館の利用者を増加させるなど、さらなる生涯学習活動の充実が必要です。

第3章 計画の目標

1 基本理念（教育目標）

本市では、次のことを教育目標として掲げています。

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む

- 1 志をかかげ、知性をみがき、実践力を高める
- 2 我が国と郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
- 3 健やかでたくましい心と体を備える

2 計画の体系

教育目標の実現のため、本市教育の目指すべき方向を、次の「4のビジョン（基本的な方向）、19のアクション（基本施策）」として体系化します。

基本的な方向	基本施策	
1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成	1	確かな学力の定着
	2	豊かな心の育成
	3	健やかな体の育成
	4	社会で生きる実践力の育成
	5	教員の資質能力向上
	6	幼児教育の充実
	7	外国語教育の充実
	8	家庭環境の経済状況や地理的条件への対応
	9	特別支援教育の充実
	10	現代的・社会的課題に対応した学習等の充実
2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備	11	私学の振興
	12	質の高い学校教育環境の整備
3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援	13	安心・安全な学校教育環境の整備
	14	家庭における教育力の向上
4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用	15	学校・家庭・地域との連携
	16	高等教育の充実
	17	生涯学習活動の充実
	18	生涯学習活動拠点の充実
	19	文化遺産等の保全・活用

第4章 計画における施策

この章では、4つの基本的な方向ごとに目標（目指すべき成果）を設定し、基本施策ごとに「現状と課題」、「取組みの基本的方向」、「主な取組み」、「参考指標（数値目標）」を記載しています。さらに、年次計画を示した方がわかりやすい取組みについては、「主な取組み」でそれを記載しています。

1 基本的な方向1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成

【基本的な方向の目標】（目指すべき成果）

子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育が行われていること

(1) 確かな学力の定着

【現状と課題】

- 平成29年3月の文部科学省の告示により、10年ぶりに学習指導要領が改訂されました。
新学習指導要領は、周知・移行期間を経て、幼稚園は平成30年4月1日から、小学校は平成32年4月1日から、中学校は平成33年4月1日から全面实施されることとなっており、そのために必要な諸条件を整備していく必要があります。
- 本市の小・中学生の学力は、全国学力・学習状況調査における平均正答率の結果から、近年、全国平均との差が縮小してきているものの、全国平均を上回っています。
また、学習状況の面では、全国学力・学習状況調査の結果から、学校以外で2時間以上学習をする児童生徒の割合が、本市は全国平均に比べて低く、その一方で、放課後に家庭でゲームやインターネットをして過ごす児童生徒の割合が、全国平均に比べて高いという結果が出ています。
これらのことから、子どもの学力を定着させる取組みを引き続き行っていくとともに、学習習慣の一層の定着が必要です。
- 全国学力・学習状況調査は、平成19年度より実施されていますが、これまで全員参加方式や抽出方式の場合がありました。
そこで、本市では独自に、中学校入学時及び卒業時に学力調査を実施していま

す。これは、義務教育水準の維持向上のために行っているもので、この調査から得られた実証的なデータを把握・分析することで、市全体の学力向上及び小・中学校における教育指導の充実・改善、子ども一人ひとりの学習意欲の向上につなげています。

- ・ 次代を担う科学技術等人材の育成がますます重要な課題となっております。
また、平成30年4月に実施された全国学力・学習状況調査における理科の結果から、本市の小・中学校では、「自然現象についての知識・理解」や「観察・実験の技能」と比較して、「科学的思考・表現」に関する問題の平均正答率が低いことが課題として見られました。
学校教育においては、科学的な思考力・判断力・表現力の育成のため、理科教育における観察・実験の充実が必要です。
- ・ 小・中学校では、これまでも、小学校卒業から中学校入学への移行期において、子どもがギャップを感じることなく、安心して中学校生活を送ることができるよう連携を図り、学習指導、生徒指導等において教職員間の情報交換を行うとともに、児童生徒の交流活動を進めています。
本市では、学習指導の点で、小・中学校での9年間の学びを一体のものにとらえ、発達段階を踏まえた一貫性のある継続的な指導が大切であると考えています。
そこで、平成23年度より実施している「指導力向上推進事業」では、小中連携等による学力向上に取り組んでおり、小・中学校が共通の目標を立て、統一した学習規律を整え、系統性を明確にした学習を行うことは、子どもの学力向上に結びつくことが明らかになってきています。
今後も、子どもたちのさらなる学力向上を目指し、課題を明らかにして、指導の改善に取り組んでいくことが大切です。
- ・ 情報化社会のさらなる進展により、子どもが、情報モラルや情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を育てる必要があります。

○全国学力・学習状況調査結果の平均正答率

		小学校6年				中学校3年			
		国語A	国語B	算数A	算数B	国語A	国語B	数学A	数学B
平成 25年度	富山市	62.7	50.9	79.7	60.8	79.2	71.1	66.0	44.3
	富山県	63.8	50.7	79.7	60.4	78.9	70.4	65.8	43.9
	全国	62.7	49.4	77.2	58.4	76.4	67.4	63.7	41.5
平成 30年度	富山市	75	60	68	57	78	63	71	51
	富山県	74	58	66	55	78	63	70	51
	全国	71	55	64	52	76	61	66	47

※A：主として「知識」に関する問題 B：主として「活用」に関する問題

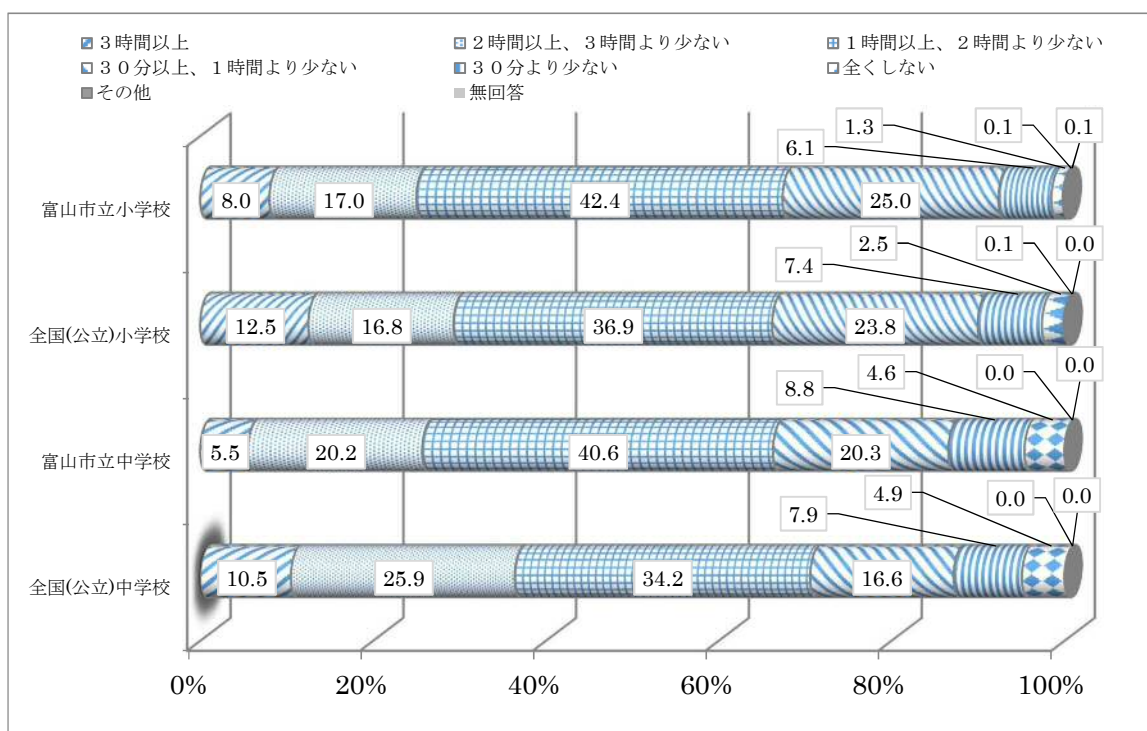
※平成26年度～平成28年度は、悉皆調査を行った

平成25年度と平成30年度の結果を掲載しています。

資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

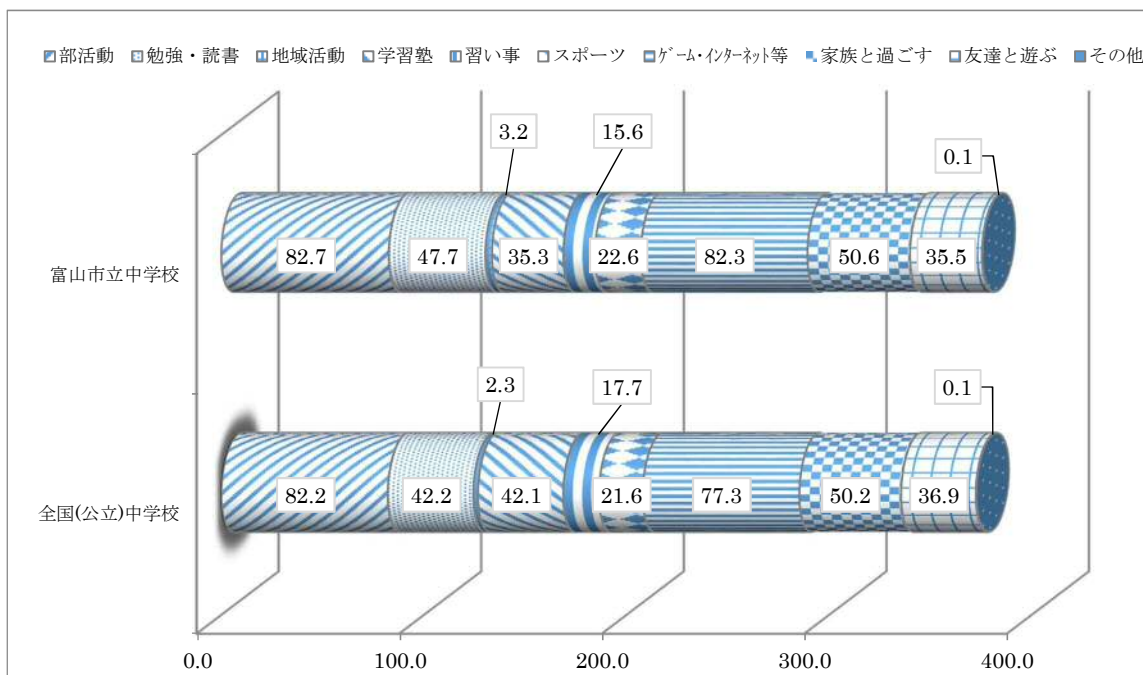
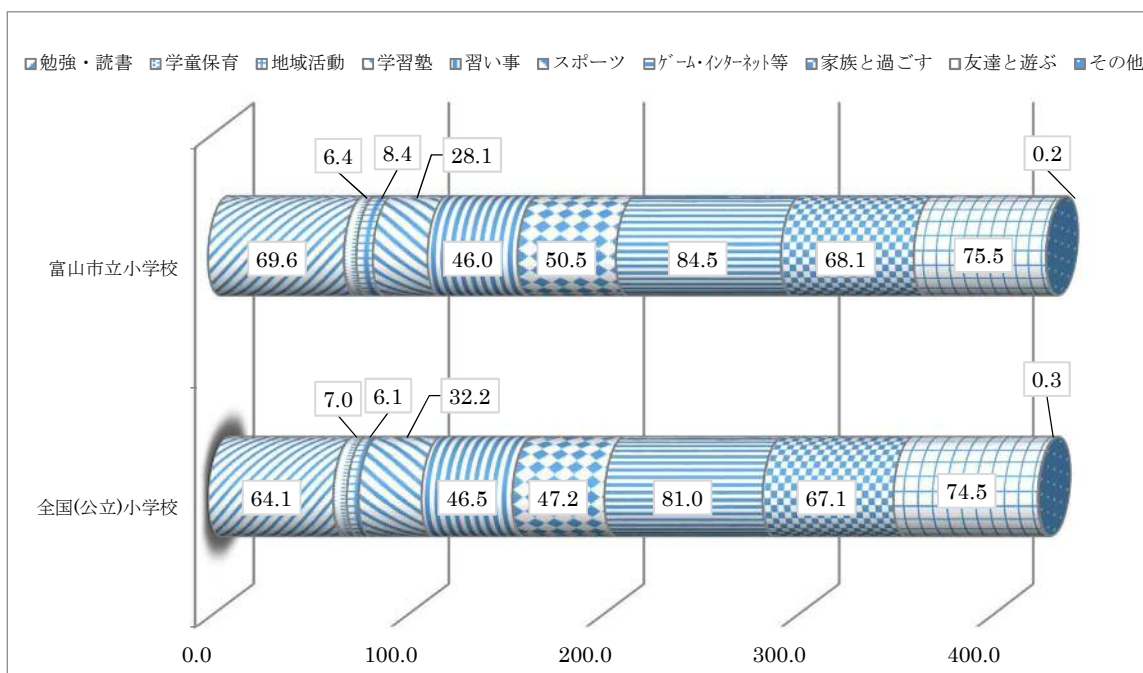
○全国学力・学習状況調査（平成30年度）から

- ・学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか。（児童生徒への質問）



資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

・放課後に何をしておこなうことが多いですか。(児童生徒への質問)



資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

【取組みの基本的方向】

- ・ 「社会に開かれた教育課程」、「育成を目指す資質・能力の明確化」、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進」、「各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立」といった新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の趣旨が、各学校現場で理解され、実現されるよう、教材の整備や効果的な指導の実践事例に係る情報提供を通じ、周知・徹底を図ります。

- ・ 本市独自の学力調査を継続して実施し、全国学力・学習状況調査結果と併せて把握・分析を行い、教育施策の成果と課題を検証することにより、子どもの確かな学力の定着と向上を図ります。
- ・ 子どもの学習習慣の定着を図るとともに、主体的に学習に取り組むよう指導の改善を進めます。
- ・ 小学校で、子どもの理科における「科学的思考・表現」の向上を図るため、理科の時間における観察・実験活動の充実、指導に必要な環境整備等を進めます。
- ・ 各種調査結果やこれまでの小中連携を中心とした学力向上実践拠点校の取り組みを参考に、小・中学校9年間の学びを通した目標を立て、共有し、方策を立て取り組みます。
また、学校の実態に応じた連携のための組織づくり、連携内容を研究し、確かな学力の育成を図るための実践を行うとともに、その研究の成果を小・中学校に普及を図ります。
- ・ 子どもの指導に当たる教員に対し研修を行い、また子どもに指導する際には具体的な場面を示して自ら考える活動を取り入れるなど、子どもの情報モラルの向上や個人情報に対する意識や判断力の向上を図ります。

【主な取組み】

(新学習指導要領の着実な実施)

- ・ 新学習指導要領における教育内容の主な改善事項は、
 - ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
 - ② 「道徳教育の充実（指導方法の工夫など）」
 - ③ 小学校における「プログラミング教育（※）の実施（プログラミング的思考の育成）」、「外国語教育の充実」
 などです。
 研修会等を通じて、各学校の教職員に、新学習指導要領の理念や内容について周知・徹底を図ります。

※プログラミング教育 … 算数科、理科、総合的な学習の時間などの教科等の中で、児童がコンピュータに意図した処理を行うよう指示するプログラミング体験を通じ、論理的な思考力を育むことをねらいとする。

- ・ 教材の整備など、情報活用能力の育成に必要な諸条件を整備します。

(学力向上の推進)

- ・ 本市独自の調査として、中学校1年生（4月実施）と中学校3年生（12月実施）を対象に、学力調査を実施します。この調査では、市立小・中学校教員が作問し、調査結果を小・中学校に情報提供します。小・中学校は、調査結果をもとに、自校の教育指導の充実・改善、今後の進路指導に活かします。

(理科教育の推進)

- ・ 小学校の希望に応じて、3～6年の理科の授業に観察実験アシスタントを配置します。

(小・中学校の連携)

- ・ 確かな学力の育成のために、拠点校（中学校区）を指定します。
拠点校では、次の点を中心に実践に取り組み研究します。
 - ① 同中学校区内の小・中学校の連携・交流を推進します。
 - ② 子どもの学力向上を目指し、共通の目当てを立て、取り組みます。
 - ③ 小・中学校の接続を意識した学力向上のための研究内容を協議し、実践します。
- ・ 研修会を開き、上記の実践研究の成果を市内小・中学校に普及します。

(情報モラル教育の推進)

- ・ 各学校に情報教育主務者を指定し、研修を実施することで、子どもの指導に当たる教職員全体の意識を高めます。
これまで、中学校1年生向けに実施してきた情報モラル講座を、小学校高学年から実施し、早期から情報モラルを育みます。

(2) 豊かな心の育成

【現状と課題】

- 本市の子どもは、全国学力・学習状況調査の結果などから、地域行事への出席率が高い、「自分にはよいところがあると思う」など自尊感情が比較的高い、また、きちんと挨拶することができる、といった特長が挙げられます。
しかしながら、社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、それに伴い様々な問題が生じています。

- いじめや不登校、児童虐待等の問題行動の原因は、子ども本人や保護者だけに求めても完全に解決できません。スクールソーシャルワーカー（※）は、家庭に出向き、本人、保護者を取り巻く様々な環境とのつながりを重視し、専門的な知識や技術を生かして子どもや保護者に相談活動を行うことで、いじめ、不登校、児童虐待等の問題行動の解決を図っています。

※スクールソーシャルワーカー … 社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題であり、いじめる側といじめられる側が入れ替わるなど、大人から見えにくい場合が多く、子どもの人権に直接つながる深刻な問題でもあります。「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめの対処を組織的に行うとともに、地域・家庭との連携を図り、関係機関との連絡を密にするなど、継続的な取組みが必要です。

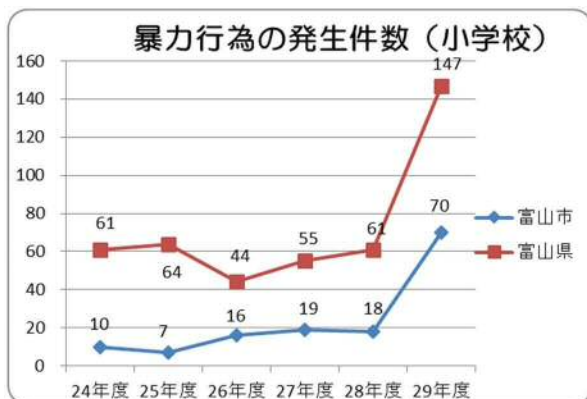
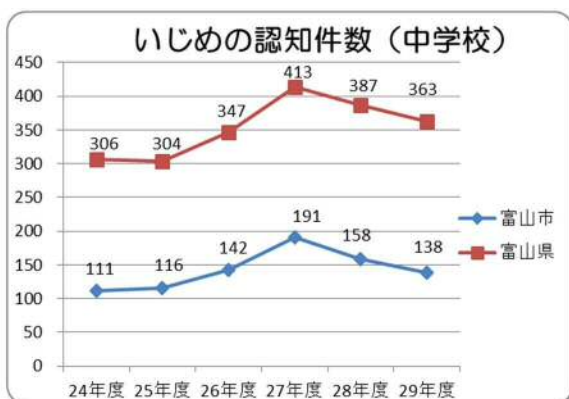
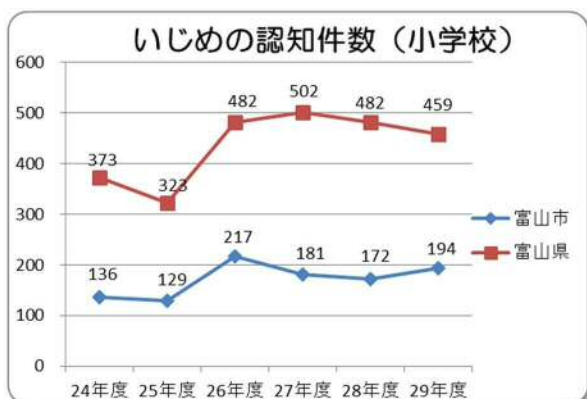
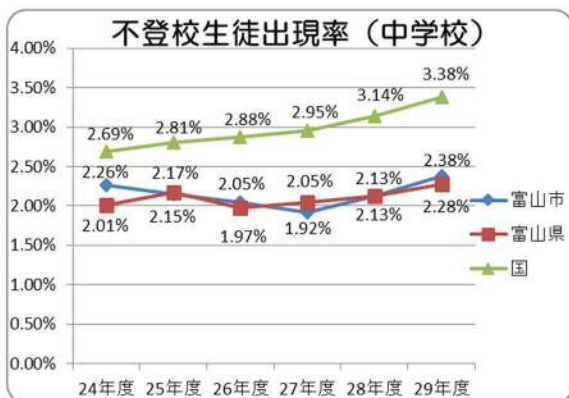
- 不登校問題については、悩みや不安等の心の問題に加え、家庭環境が要因となるなど問題解決が難しくなっています。不登校傾向の子どもに対して、それぞれの状況に応じて、きめ細かく指導し、問題の解消に向けた粘り強い取組みが必要です。

- いじめや不登校の問題に加え、児童虐待や暴力事件、携帯電話等でのトラブルなど、子どもに関わる問題の多様化と複雑化については、子どもの人権感覚が未発達であることが背景にあります。特にいじめ問題は、改めて大きな社会問題になり、教員一人ひとりが一層の人権感覚と危機意識をもって未然防止・早期発見・即時対応に取り組まなければなりません。

これらのことから、子どもの発達段階に応じて、人権の意義や重要性について理解させ、様々な状況下で適切な態度や行動に表れるような指導を継続していく必要があります。

- 将来を担う子どもに「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育むことが大切であり、学校では、学校教育目標を掲げ、育てたい子ども像を明らかにし、取り組んでいます。
- さらに、富山市立の幼稚園、小・中学校では、自校（園）の教育活動その他の学校経営の状況について、具体的な数値目標を設定し、特色ある教育活動に取り組み、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について評価しています。今後も、組織的・継続的な改善を図っていくことが必要です。
- 子どもが今まで以上に主体性をもって生活することが必要となっている中で、学校においては、自然体験活動、社会体験活動などを通して実感を伴った学習を進めることで、より豊かな人間性を養うことが必要です。
- 生命尊重の心や自尊感情の乏しさ、規範意識や人間関係を形成する力の低下などが指摘されており、これまで以上に、学校教育において、子どもに、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念、生きる喜びや夢を与え、人としてよりよく生きることを深く考えることができるような道德教育の充実を図る必要があります。
- 社会が多様化し、変化する中で、福祉に関わる様々な課題が生じています。
 このような社会で、将来にわたって、共に支え合って生きようとする意欲や態度を子どもに育てることは大切なことです。
 学校では、自分たちのまわりや自分たちの住む地域にも福祉に関する課題があることに気づき、地域に住む一員として、その課題解決に取り組もうとする気持ちを育てることが必要です。
- 障害者が、積極的に参加し貢献できる社会の実現が求められています。
 また、学校でも、個別の教育的ニーズのある子どもが、自立と将来の社会参加を見据えて、他の子どもと同じ場で共に学ぶ環境を整えることが求められています。
 特別支援学級に在籍する子どもや、通常の学級において「授業に集中できない」、「友達とうまくかかわれない」、「感情のコントロールがうまくできない」などの特別な配慮の必要な子どもが、適切な支援を受けながら他の子どもと交流し、共に学び合う中で、社会性を養い、豊かな人間性を育てることは大切なことです。

○いじめ・不登校等の現状



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

【取組みの基本的方向】

- ・ スクールソーシャルワーカーの配置により、子どもや保護者を取り巻く環境に働きかけ、教職員、関係機関との連携を図りながら、子どもや保護者、家族が、子どもの健やかな成長を実現できるよう支援を進めます。特に家庭訪問による相談活動を重視し、子どもだけではなく、家庭への働きかけを行います。中でも、学校と家庭、地域、関係機関の連携を特に重視して活動します。

- 子どもが規範意識や公共心を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支え合う心、感動する心をもった豊かな人間性を育むよう努めます。

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、体験活動や読書活動を進めるとともに、スクールカウンセラー（※）やスクールソーシャルワーカーなど専門的な相談員を配置し、いじめ等問題行動の未然防止、早期発見・即時対応に努めます。学校と家庭、地域、関係機関との連携を図ります。

※スクールカウンセラー … 児童生徒の臨床心理に関して専門的知識及び経験を有する者。児童生徒、保護者、教職員の当面する悩みなどについて相談に応じ、適切な指導助言を行う。
- いじめが全ての児童生徒に関わることであり、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であるという認識に立ち、いじめ防止等の対策については、市、学校、家庭、地域住民及びその他関係機関と連携して取り組みます。
- 「現在は不登校であるが、他の生徒に見られることのない、一般教室以外への登校であればできる」という生徒への対応として、複数の中学校を選定し、校内適応指導教室を設置し、指導員を配置することで、このような生徒が安心して登校できる環境をつくとともに、教室へ復帰するための支援を行います。
- 子どもが心身ともに健やかに成長し、社会性を身に付けるよう、個々に応じた指導や支援を行うことで、問題行動の解消に努めるとともに、問題解決に向けた学校の相談体制の充実に努めます。

また、学校と家庭、地域、関係機関との連携を図ります。
- 人権尊重の教育に関する研修等を通して、教職員一人ひとりが人権意識を高め、差別や偏見を許さない態度で教育活動にあたります。人権教育の全体計画と年間指導計画を策定し、指導の充実に努めます。学校と家庭、地域、関係機関との連携を深め、豊かな体験の機会の充実に努めます。
- 学校は、教育活動や学校経営の状況について、具体的かつ明確な課題を設定し、実行・評価します。また、課題に掲げる数値目標や評価結果を保護者や地域住民に公表します。

教育委員会は、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備の改善を図ります。
- 「特別の教科 道徳」を要として、子どもの豊かな人間性の育成を図ります。

職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動等の豊かな体験を充実させます。

学校と家庭、地域社会が相互理解し、連携・協力して指導の充実に努めます。

- ・ 福祉の心を育む視点から、指導計画を作成します。
共に支え合える豊かな心や実践的な態度を育てる体験活動を推進します。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもやその子の在籍する学級集団等に対して、ニーズに応じて対応できる人的支援を行います。

【主な取組み】

(いじめ、不登校対策)

- ・ 問題を抱えた子ども、家庭等への訪問相談を行い、子どもの心身ともに安定した生活をめざして、助言や支援を行うため、スクールソーシャルワーカーの適切な配置を行います。
- ・ 問題を抱える児童生徒及び保護者への対応や、生徒指導に携わる教員へ適切な助言を行うため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識経験を有するスクールカウンセラーの適切な配置を行います。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」及び「富山市いじめ防止基本方針」を受け、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るために、「富山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置、開催します。
- ・ 「校内適応指導教室」を複数の中学校に設置することで不登校や教室には入れない生徒が安心して登校できる環境をつくとともに、教室へ復帰するための支援を行います。

(適応指導教室の機能的な運営)

- ・ 通級児童生徒が、様々な活動や体験、人との出会いをとおして、社会（学校、地域）参加への意欲を高められるよう、効果的な運営体制を検討します。

(いじめ防止対策)

- ・ いじめを生まない学校づくりを目指して、道徳、学級活動等の充実を図るための教員研修や、「いじめ発見」チェックリスト等のアンケートの活用、学校に「いじめ防止対策委員会」を組織し、各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止及び早期発見・即時対応できる体制づくりを進めます。
- ・ 問題行動等調査における、いじめの認知件数が調査段階で零であった場合は、「いじめ零」であることを全校児童生徒及び保護者に公表し、検証を仰ぐことで、適切な認知につなげます。

(人権教育の推進)

- ・ 教員を対象とした「人権教育推進に関する研修会」の実施、「人権教育の指導事例集」の発刊等を通して、児童生徒、教職員の人権意識を高めるとともに、一人ひとりがかかけがない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合う心と態度を育てます。

(富山市学校評価（アクションプラン）の実施)

- ・ 市共通課題を「指標としての出席率の設定」とし、各学校の実情に応じて指標としての出席率を設定します。加えて、各学校で、具体的かつ明確な独自課題を設定します。目標達成に向けて、各学校では、共通理解を図り、具体的な方策を立てて取り組みます。

(自然体験活動や社会体験活動の充実)

- ・ 小学生が郷土の多様な自然・伝統・文化・歴史などのよさを学ぶ自然体験活動や社会体験活動を行う機会の充実を図ります。

(道徳教育の推進)

- ・ 「特別の教科 道徳」を要として教育活動全体を通じて道徳教育を行うための「道徳の時間の年間計画」等を作成し、活用します。
子どもに豊かな感性や情操を育む体験的な活動、地域の人材や多様な価値観に触れる交流活動の推進、魅力的な教材の開発・活用等を行い、心に響く指導に努めます。
また、教員の資質向上、指導力の向上及び道徳授業の改善につながる研修を推進します。

(福祉教育の推進)

- ・ 各学校で、教科等の関連を図り、福祉に関わる学習内容や活動を指導計画に位置付けます。
また、福祉施設訪問、交流活動、募金活動等、幅広く多様な体験活動を工夫します。

(特別支援教育の人的支援)

- ・ 必要度の高い学校にスクールサポーター（※）を配置し、適切に子どもと関わることで、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。
スクールサポーターを対象とした研修会等を行い、特別な支援を要する子どもに対する適切な支援方法を学ぶなど、支援員としての資質の向上に努めます。

※スクールサポーター … 特別な配慮や支援を要する児童生徒の学校生活への支援をする補助員。

【参考指標（数値目標）】

いじめ 防止対 策	指標の名称	いじめの解消率		
	概ね5年前 ※（ ）内は 年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	99.1% (24)	92.7% (29)	100.0%	100.0%
	指標の説明	毎年実施する「問題行動等調査」に基づく富山市立小・中学校のいじめ解消率		
	目標設定の 考え方	小・中学校でのいじめ解消率の推移に基づいて目標を設定し、解消率100%を目指す。		

(3) 健やかな体の育成

【現状と課題】

- 社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化し、運動に進んで親しむ子どもとそうでない子どもの、運動習慣及び体力の二極化が進んでいます。

そのため、学校では、体育の学習や体育的行事、運動部活動などにおいて、運動習慣の定着を進め、子どもの体力の向上を目指す必要があります。
- 社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康に大きな影響を与えており、それに伴う生活習慣病の発生が懸念されます。

生活習慣病の予防を図るためには、子どもとその保護者に生活習慣病を正しく理解させ、保護者との連携により、日常生活における食事や運動不足などをいかに改善させるのかが課題となっています。
- 学校における食育の推進を図るため、地方自治体には、①学校における食育推進のための指針の作成に関する支援、②食育に関する指導体制の整備、③地域の特色を生かした学校給食の実施、④体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、⑤食事が心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発などの必要な施策を講ずることが求められています。

そのような中、本市では、食に関する指導の充実、学校給食の献立内容の充実と安全性の確保などに対する取組みが課題となっています。

○児童生徒の体力・運動能力の状況（平成29年度）

	種目	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ソフトボール投げ	体力合計点	
		(kg)	(回)	(cm)	(回)	(回)	(秒)	(cm)	(m)	(点)	
小学校5年生	【男子】	富山市	16.75	19.81	33.67	44.13	56.42	9.40	157.16	23.14	55.55
		富山県	16.62	19.67	32.76	44.08	57.74	9.44	155.61	23.60	55.29
		全国	16.51	19.92	33.15	41.95	52.24	9.37	151.71	22.53	54.16
	【女子】	富山市	16.21	18.48	38.45	42.22	43.60	9.64	151.05	14.48	57.18
		富山県	16.25	18.67	37.30	42.50	46.39	9.65	150.24	14.75	57.30
		全国	16.12	18.81	37.43	40.06	41.62	9.60	145.47	13.94	55.72
中学校2年生	【男子】	富山市	28.94	26.73	43.10	52.23	88.48	7.99	199.13	20.99	42.99
		富山県	29.19	26.54	42.43	52.07	89.48	8.04	199.28	21.18	42.53
		全国	28.89	27.45	43.20	51.89	85.99	7.99	194.54	20.56	42.11
	【女子】	富山市	23.71	22.47	46.22	47.43	59.28	8.88	170.78	12.63	49.77
		富山県	23.69	22.84	45.52	47.29	60.80	8.88	173.29	13.01	50.15
		全国	23.82	23.73	45.86	46.76	59.14	8.80	168.57	12.96	49.97

資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）

【取組みの基本的方向】

- ・ 運動能力調査等から子どもの体力の状況を把握・分析し、子どもの体力に関わる成果と課題を明らかにします。
また、調査結果から明らかになった課題と改善策を示します。
- ・ 生活習慣病を早期に発見するため、検診を行い、医療機関への受診を勧奨するとともに、保護者との連携により、生活習慣の改善指導を行い、健康な児童生徒の増加を図ります。
- ・ 給食の時間、家庭科、総合的な学習の時間などを通じて学校における食育を組織的・計画的に推進するため、学校における食育指導体制の充実を図るとともに、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

【主な取組み】

(体力の向上)

- ・ 教育委員会及び学校では、次のことを行います。
 - ① 運動能力調査等を実施し、子どもの体力の状況を把握します。
 - ② 調査結果を分析し、成果と課題を明らかにします。
 - ③ 課題に対する改善策を立て、具体的に取り組みます。

(例：体力づくりの時間の設定、取組みの紹介、運動器具の購入 等)

(生活習慣病の予防)

- ・ 小学校4年生、中学校1年生を対象にすこやか検診(コレステロール値の測定などを行う検診)を実施し、要医療と判定された児童生徒に対して医療機関への受診を勧奨します。
さらに、すこやか検診において、要医療、経過観察又は生活指導と判定された児童生徒及びその保護者に対し、すこやか教室(専門医、栄養士による個別相談指導や運動指導員による運動指導など)を実施します。
また、学校においては、家庭教育との連携を図るとともに、保健指導や食指導を活用し、正しい生活習慣を身に付けさせることに取り組みます。

(食育の推進)

- ・ 食材に関する体験学習会の実施により、児童生徒の食に関する理解を深めます。
また、学校給食における地場産野菜の使用等により献立の充実を図ります。
さらに、食物アレルギーなど食の安全に対する取組みを行います。

【参考指標（数値目標）】

体力の 向上	指標の名称	体力合計点		
	概ね5年前 ※（ ）内は 年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	50.9点 (25)	51.4点 (29)	51.9点	52.4点
	指標の説明	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校5年・中学校2年対象）」における体力合計点の本市平均点		
目標設定の 考え方	毎年、前年の本市平均点を上回る。			

生活習 慣病の 予防	指標の名称	健康な児童生徒の割合		
	概ね5年前 ※（ ）内は 年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	88.8% (25)	86.9% (29)	93.0%	93.0%
	指標の説明	すこやか検診における要医療・経過観察の判定を受けていない児童生徒の割合		
目標設定の 考え方	第2次富山市総合計画前期基本計画における平成33年度目標数値とする。			

食育の 推進	指標の名称	食材に関する体験学習会の開催		
	概ね5年前 ※（ ）内は 年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	年13回 (25)	年15回 (29)	年20回	年20回
	指標の説明	学校給食用食材に関する学習会の開催回数		
目標設定の 考え方	平成30年度までの5年間で目標達成できなかったため、今後も学校で積極的に学習会を行う。			

食育の 推進	指標の名称	学校給食における地場産野菜の品目数		
	概ね5年前 ※()内は 年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	28品目 (25)	38品 (29)	40品目	40品目
	指標の説明	学校給食に使用する富山県産の野菜及び果物の品目数		
	目標設定の 考え方	毎年、平成29年度実績の基準数値を上回る。		

(4) 社会で生きる実践力の育成

【現状と課題】

- ・ 中学生は、行動が広がり活動が活発になるとともに、自分の内面に目を向ける時期です。規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、成長期の課題を乗り越えるたくましい力や自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付ける必要があります。

【取組みの基本的方向】

- ・ 各年代に応じたキャリア教育（※）を実施し、基礎的・汎用的能力を育て、よりよい生活や進路、生き方等を目指して自分の課題を見出し、課題の克服に向けて努力しようとする態度を身に付けることができるようにします。

※キャリア教育 … 望ましい勤労観、職業観を育てるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育

- ・ 自分の進路を自らが決めることにより、中学校生活への自主的・自律的な心構えが育つよう努めます。

【主な取組み】

(キャリア教育の推進)

- ・ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業（※）を家庭や地域との連携を図りながら進め、生徒の規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、成長期の課題を乗り越えるための力を身に付けることができる体験学習の機会とします。

※「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業 … 中学校2年生が5日間社会に出て、市内1,350箇所あまりの事業所の協力を得て実際に職場体験を行ったり、ボランティア活動を体験したりする事業

(学校選択制の実施)

- ・ 小学校6年生が、通学区域内の中学校を含め、市立全中学校の中から入学したい学校を選択できるよう、学校選択制を実施します。

また、学校を選択する際の参考となるように、中学校紹介冊子を作成し、小学校6年生に配付するとともに、富山市統一学校公開日を設定します。

【参考指標（数値目標）】

学校選択制の実施	指標の名称	「今の中学校に入学してよかった」と思う生徒の割合		
	概ね5年前 ※（ ）内は 年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	97.0% (23)	97.4% (29)	100.0%	100.0%
	指標の説明	学校選択制に関するアンケート（23年度以降3年に1度実施） 「入学して1か月あまりがたちました。今の中学校に入学してよかったと思う」の質問に対して、「よかった」「だいたいよかった」と答える生徒の割合		
目標設定の考え方	全ての生徒が、自分で選択し、入学した中学校での生活に満足することを旨とする。			

(5) 教員の資質能力向上

【現状と課題】

- ・ 教員の大量退職に伴い、若手教員が増加していることから、ベテラン教員の授業技術等の継承とともに、若手教員の育成が重要です。
本市では、主体的で質の高い学校教育を実現するため、教育委員会が全面実施している教職員研修をさらに充実させる必要があります。
また、新学習指導要領の全面実施に対応した研修を精選し、若手教員の年次に応じた育成と教職員が自らの資質・能力に応じた学び直しの機会を設定することで、教職員全体の資質・能力の向上を図る必要があります。
さらには、ICTの活用による教員への支援や、近年必要性が高まってきている問題を抱える児童生徒等に関わる教育相談業務を、さらに充実する必要があります。
- ・ 子どもを指導する教員が、豊かな人間性と経験を積むことは、教育を進める上で重要なことです。そのためには、教育者として専門的なことはもちろんのこと、一人の人間として豊かな教養や幅広い知識を身に付けていることが必要です。
- ・ 教員には、一人ひとりの超過勤務実績に応じて手当が支給されるのではなく、一律に給料の4%の教職調整額が支給されています。そのため教員の長時間勤務の実態は、これまで明らかになっておりませんでした。
教員が、元気な状態で児童生徒と向き合うことが大事であり、長時間勤務によって、常に疲れた状態では、教育の質の低下を招くことから、働き方について自ら考えることは、教員自身のためだけではなく、児童生徒のためにこそ、必要です。
- ・ 複式学級のある小規模校は、平成30年5月1日現在、小学校6校となっています。複式学級の担任は、複数の学年の学習指導を行う必要があることや、教員の配置数が少なく一人当たりの校務分掌が多くなることから、教員の負担軽減に向けた対策が必要です。
- ・ 学校における様々な課題を解決するために、教員の校務が煩雑となってきている中で、教員が子どもと向き合う時間を確保することが非常に重要であり、校務の効率化を図るために、学校のICT環境のさらなる整備が求められています。
- ・ 情報化社会のさらなる進展により、子どもが、情報モラルや情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を持つことが必要であり、そのため指導に当たる教員の情報モラルの向上や個人情報に対す

る意識の向上が求められています。

- 学校（園）運営や教育指導等について、直面している問題をはっきりさせながら、教育実践の効果を高めることを目的として、教育委員会では、学校（園）訪問を実施しています。2年に1回以上、教育委員会指導主事等が幼稚園、小・中学校を訪問し、公開授業を中心とした研修会に参加し、学校（園）運営や教育指導等について指導・助言を行っています。

また、学習指導要領の趣旨を踏まえて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育指導と校内研修の充実を図っています。

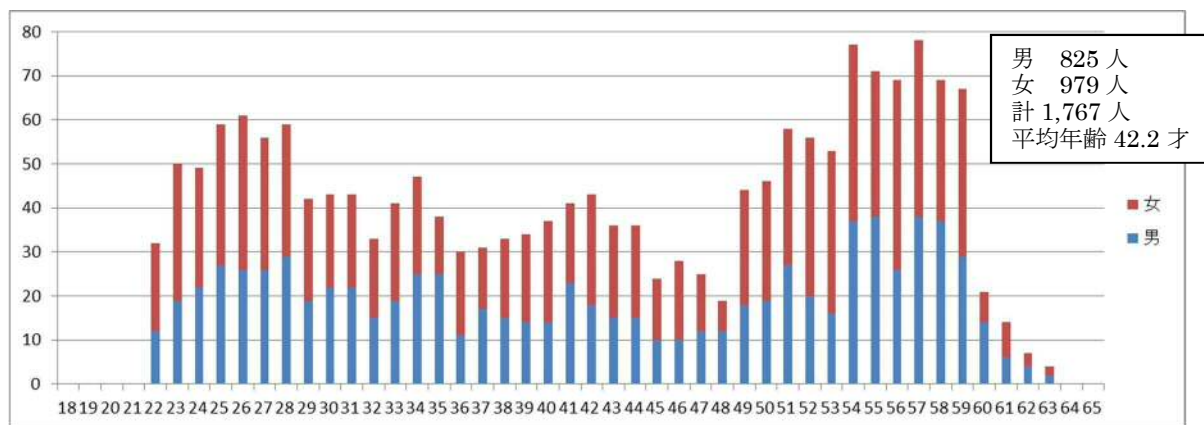
- 小・中学校では、これまでも、小学校卒業から中学校入学への移行期において、子どもがギャップを感じることなく、安心して中学校生活を送ることができるよう、小中連携を図り、学習指導、生徒指導等において教職員間の情報交換を行うとともに、児童生徒の交流活動を進めています。

本市では、学習指導の点で、小・中学校での9年間の学びを一体のものにとらえ、発達段階を踏まえた一貫性のある継続的な指導が大切であると考えます。

そこで、平成23年度より「指導力向上推進事業」を実施しており、小・中学校が共通の目標を立て、統一した学習規律を整えたり、系統性を明確にして授業を行うことが、子どもの学力向上に結びつくことが明らかになってきています。

今後も、子どものさらなる学力向上を目指し、課題を明確にして、指導の改善に取り組んでいくことが大切です。

○富山市小・中学校教員の年齢別（男・女）グラフ（平成30年4月1日現在）



資料：市学校教育課調べ

【取組みの基本的方向】

- ・ 優れた教育理念や指導技術の継承、教員研修の充実を図るために、O J Tを推進します。今日的な教育課題に対応した実践力や指導技術の向上及び教員のキャリアに応じた研修の充実を図ります。市独自の研修会においては、現職の管理職や経験豊かな教員を講師として招き、受講者の課題解決や資質・能力の向上を図ります。必要に応じて指導主事を学校に派遣し、研修の支援に努めます。
また、教員養成に関わる地域の大学と連携しながら教員の資質向上を図ります。
- ・ 本市の幼稚園、小・中学校に勤務する、学校（園）教育の中核となって活躍する教員を対象に、資質向上と幅広い人間性の形成を目指した研修会を開催します。この研修会は、教員自身の応募に基づき、休日等の勤務時間外に行います。
- ・ 学校においては、管理職が適切に教員の勤務時間を把握することを通して、長時間勤務の縮減に努め、教員が子どもたちとしっかりと向き合う環境を整えます。
また、教員自らも勤務時間の把握を通して、効率的な業務の遂行や健康の維持・増進への意識の高揚につなげます。
さらに、市教育委員会においても、勤務時間の実態を把握することを通じて、その縮減や業務の効率化に向けた指導・助言を行います。
- ・ 学校訪問研修会においては、各学校（園）の地域の特性・学校の教育課題に応じ、各学校（園）の課題解決の取組みが円滑に進むように助言し、市教育委員会の指導方針を適時、適切に伝達・徹底することに留意して実施します。
- ・ 各種調査結果やこれまでの小中連携を中心とした学力向上実践拠点校の取組みを参考に、小・中学校9年間の学びを通した目標を立て、共有し、方策を立て取り組みます。
また、学校の実態に応じた連携のための組織づくり、連携内容を研究し、確かな学力の育成を図るための実践を行うとともに、その研究の成果を市内小・中学校に普及を図ります。
- ・ I C Tを活用することにより、教員の校務負担を軽減し、教員の子どもと向き合う時間の更なる充実に努めます。
また、教材や指導案等をデータベース化することで、学校全体の授業の質の向上を図るとともに、新しい時代に対応したI C Tの積極的な活用による指導方法、授業体制の工夫改善について研究します。
- ・ 子どもの指導に当たる教員に対し研修を行い、また子どもに指導する際には

具体的な場面を示して自ら考える活動を取り入れるなど、子どもの情報モラルの向上や個人情報に対する意識や判断力の向上を図ります。

【主な取組み】

(教職員研修の充実)

- ・ 優れた資質・能力と強い使命感を兼ね備えた教職員を養成するための研修を推進します。

また、受講者が自らの向上を自覚できるように、初任校長研修会、初任教頭研修会、ミドルリーダー研修会、臨時的任用講師等研修会などを実施します。

- ・ 「とやま教師塾(※)」を企画・運営・実施します。中堅教員の自主研修にふさわしい、教員としての資質向上と幅広い人間性の形成を図るゼミナール内容を企画します。

※とやま教師塾 … 中堅教員が自主研修の一環として、休日や勤務時間外に行う研修で、幅広い分野の講義や研修を行うことで、教員としての資質向上と幅広い人間性の形成を図ることを目的とした研修

- ・ 教員1年目の研修を、教員3年目までの3年間を通してより効果的に行うことで、若手教員の意識の向上を図ります。

また、若手教員に学校現場における助言者を指定することで、継続して相談できる体制づくりに努めます。

- ・ 年次・年齢研修におけるキャリアプランシートファイルを導入し、研修での活用を推進し、「学び続ける教員」の支援に努めます。

- ・ 小学校教員の英語運用能力と指導力の向上を図るため、オーストラリアでEALプログラム(※)を実施している小学校に、教員を派遣します。

※EALプログラム(English as a Additional Language) … 英語を母国語としない生徒への英語授業。

- ・ 子どもの豊かな心の育成を図る研修を実施します。

(教員の負担軽減に向けた対策)

- ・ 小・中学校に導入された校務支援システムを効果的に活用する方法を各学校に周知し、校務の効率化を図ります。

- ・ 複式学級のある小規模学校において、教員数が少ない学校の運営を支援し、

学校教育の充実を図るため、学習補助員を配置します。

- ・ 障害のある児童生徒、配慮を要する児童生徒が通常の学級に在籍する学校や、特別支援学級に多数の在籍者がいる学校について、担任を補助するスクールサポーターを配置するよう努めます。
- ・ 中学校の部活動（スポーツ・文化等）に係る技術的な指導、指導計画の作成等に従事する部活動指導員を配置し、「富山市立中学校部活動ガイドライン」に則り、学校における部活動の指導体制を充実させ、教職員の負担を軽減します。
- ・ 全小・中学校において「出退勤時刻及び休日出勤 自己管理システム」を運用し、教員は出勤時刻と退勤時刻を毎日入力することで、超過勤務の時間を把握します。
また、週休日や休日等に勤務した時間や部活動に従事した時間等も記録します。
- ・ 管理職は、毎月、所属職員の超過勤務等実態を客観的に把握し、
 - ① 1か月で100時間を超えた教員
 - ② 2か月連続で80時間を超えた教員
 - ③ 1か月で100時間もしくは2か月連続で80時間を超えていないが、疲労の蓄積等から健康に不安がある教員については、医師等による面談の希望の有無を確認します。
面談を希望する教員については、専門医との面談を実施します。
- ・ 市教育委員会は、時間外勤務の上限を「月45時間、年360時間」とする国のガイドラインに沿って、各学校からの勤務実態状況の報告を分析し、業務の縮減や効率化に向けた指導・助言に努めます。
- ・ 教員のストレスの程度を把握し、教員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、教員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止する一次予防を目的に、ストレスチェックを実施します。

（ICTの活用）

- ・ 各学校に、パソコンの利用環境を整備することにより、子どもの情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びを目指します。
- ・ 校務支援システムを効果的に活用し、校務の効率化を図ります。
- ・ 授業の質の向上を図るため、教材や指導案等のデータベース化を検討します。

- ・ 小学校においてプログラミング教育が実施されることから、教員がプログラミング教育について学び、理解を深めるとともに、学習に取り入れるための方策や、小中高の接続の在り方について研修を推進します。

(情報モラル教育の推進) (再掲)

- ・ 各学校に情報教育主務者を指定し、研修を実施することで、子どもの指導に当たる教職員全体の意識を高めます。
これまで、中学校1年生向けに実施してきた情報モラル講座を、小学校高学年から実施し、早期から情報モラルを育みます。

(体罰のない学校づくり)

- ・ 教育委員会主催の研修会や校内研修会を活性化し、体罰の根絶への教職員の意識向上を図ります。

(学校訪問研修会の実施)

- ・ 教育委員会指導主事等が計画的に市内幼稚園、小・中学校を訪問します。
- ・ 子どもの学力向上を図るとともに、教師の指導力の向上につながる研修の場となるように指導・助言します。
- ・ 生徒指導の観点から、温かさと信頼感に満ちた人間関係が築かれた教育活動が行われるように指導・助言します。
- ・ 各学校(園)は、学校訪問研修会で受けた指導助言を基に、教育活動等の充実・改善に取り組みます。

(小・中学校の連携) (再掲)

- ・ 確かな学力の育成のために、拠点校(中学校区)を指定します。
- ・ 拠点校では、次の点を中心に実践に取り組み研究します。
 - ① 同中学校区内の小・中学校の連携・交流を推進します。
 - ② 子どもの学力向上を目指し、共通の目当てを立て、取り組みます。
 - ③ 小・中学校の接続を意識した学力向上のための研究内容を協議し、実践します。
- ・ 研修会を開き、上記の実践研究の成果を市内小・中学校に普及します。

(6) 幼児教育の充実

【現状と課題】

- ・ 幼児教育においては、教育活動に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のない活動になるように、園児一人ひとりの指導計画の作成及び教育活動の充実を目指して、幼稚園教諭等の研修を重ねていく必要があります。
また、子育て支援事業の利用者の増加に伴う支援を拡充する必要があります。

【取組みの基本的方向】

- ・ 家庭や地域での幼児の生活を考慮し、子どもの発達状況に応じた幼児教育となるように、教育課程に係る教育時間終了後等に希望する者や長時間保育利用者を対象に教育活動としての計画を作成します。
また、地域の様々な資源を活用しつつ、様々な体験ができるようにします。

【主な取組み】

(幼児教育の充実)

- ・ 幼児の発達に即して一人ひとりの幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な経験を得られるようにするために、幼児一人ひとりの具体的な指導計画を作成し、常にその指導計画の改善を図ります。
また、幼児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な経験をし、心身の調和のとれた発達を促すことに努めます。幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図り、幼稚園における生活が、家庭や地域との連続性を保ちつつ展開されるようにします。
- ・ 就園前の子どもと、その保護者を対象に実施している親子サークルの充実を図ります。
- ・ 市立認定こども園において、1歳から就学までの一貫した教育及び保育を、子どもの発達の連続性を考慮して展開します。
子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、子ども一人ひとりの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行います。加えて、共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ります。
保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援に努めます。

(7) 外国語教育の充実

【現状と課題】

- ・ グローバル化が急速に進展する中、子どもの外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、外国語教育の充実及び国際理解の推進を図る必要があります。
- ・ 小・中学校における外国語教育については、新学習指導要領の実施に伴い、授業時数については、平成30年度からの新学習指導要領移行期間（先行実施）には、小学校3・4年生で年間15時間、小学校5・6年生で年間50時間と示されました。

また、平成32年度からの完全実施では、3・4年生で年間35時間、5・6年生で年間70時間となっており、中学校では、引き続き、年間140時間となっています。

本市では、外国語教育の充実を図るため、「平成30年度 外国語活動単元指導計画例 富山市版」を作成し、小学校外国語の基本的な学習を共通の内容としています。これにより、新学習指導要領への移行措置がスムーズに行われています。

人的支援の面では、小・中学校にALT（※）を配置するなど、外国語教育の充実を図っています。今後も、引き続き、子どもがネイティブな発音に触れる機会を増やしていく必要があります。

※ALT（Assistant Language Teacher） … 学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手

- ・ 現在、国際交流推進員（※）を配置している学校では、日常の生活空間の中で、子どもが国際交流推進員と英語で話す機会があることで、英語でコミュニケーションを図れるようになりたいと思わせる契機をつくることにつながっています。

今後も、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国語教育の充実及び国際理解教育の推進に努めていく必要があります。

※国際交流推進員 … 一定の高等教育を受けたネイティブな英語を話すことができる外国人を小・中学校に配置し、児童生徒が学校生活を共に過ごす中で、外国語（英語）によるコミュニケーション能力の向上を図ることを目指している。

【取組みの基本的方向】

- ・ 子どもの外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国語教育の充実及び国際理解の推進に努めます。
- ・ 小学校外国語活動の指導に当たっては、「平成30年度 外国語活動単元指導計画例 富山市版」を活用し、指導内容の徹底を図り、新学習指導要領への移行措置がスムーズに行われるようにします。
- ・ 国際交流推進員を、市内小・中学校に配置します。

【主な取組み】

(外国語教育の人的支援)

- ・ 引き続き、ALTを市内全小・中学校に派遣するとともに、子どもがネイティブな発音に触れる機会の一層の充実を図るため、ALTの人数を増やします。
- ・ 国際交流推進員を配置した小・中学校において、その成果等を検証し、今後の外国語教育の在り方を検討します。
- ・ 小学校教員の英語運用能力と指導力の向上を図るため、オーストラリアでEALプログラムを実施している小学校に、教員を派遣します。

【参考指標（数値目標）】

外国語教育の人的支援	指標の名称	ALTの人数／ALTが担当する授業時数		
	概ね5年前 ※（ ）内は 年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	18人 (24)	21人／21.6時間 (29)	33人／29.2時間	33人／29.0時間
	指標の説明	ALTの人数／ALTが担当する授業時数		
	目標設定の 考え方	小学校では外国語活動及び外国語科の年間時数（31年度は3・4年生が15時間、5・6年生が50時間、32年度以降は3・4年生が35時間、5・6年生が70時間）の半分、中学校では1週間に4時間ある英語のうち1時間（年間の1／4）を、ALTとTT（チームティーチング）が行えるように配置する。 (33人の配置を目標とする。)		

(8) 家庭の経済状況や地理的条件への対応

【現状と課題】

- ・ 離職等による困窮や生活水準の格差など、社会情勢の変化は、子どもたちの教育環境にも大きな影響を与えています。
そのような中、家庭の経済的状況や地理的条件に関わらず、すべての子どもが安心して教育を受けられるよう、環境を整備し、経済的な支援をすることが求められています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 教育の機会均等を図るため、安心して学習できる環境を整備します。
- ・ 就学に必要な費用の一部を援助し、保護者負担の軽減を図ります。

【主な取組み】

(就学援助の実施)

- ・ 学校教育法第19条の規定に基づき、経済的困難を抱える家庭に対して学用品費や給食費等の援助を行います。

(通学支援)

- ・ 学校の統合等により、遠距離通学をする児童生徒のため、スクールバスを運行します。
また、学校の統合等により路線バス等の公共交通機関を利用して遠距離通学をする児童生徒の家庭に対して、通学費を補助します。

(9) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- ・ 障害者が、積極的に参加し貢献できる社会の実現が求められています。
また、学校でも、個別の教育的ニーズのある子どもが、自立と将来の社会参加を見据えて、他の子どもと同じ場で共に学ぶ環境を整えることが求められています。
特別支援学級に在籍する子どもや、通常の学級において「授業に集中できない」、「友達とうまくかかわれない」、「感情のコントロールがうまくできない」などの特別な配慮の必要な子どもが、適切な支援を受けながら他の子どもと交流し、共に学び合う中で、社会性を養い、豊かな人間性を育てることは大切なことです。

【取組みの基本的方向】

- ・ 特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対して、きめ細かく対応できる体制を整えます。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもやその子の在籍する学級集団等に対して、ニーズに応じて対応できる人的支援を行います。

【主な取組み】

(特別支援教育の充実)

- ・ 富山市特別支援連携協議会を設置し、学校や関係機関との連携を図ります。
- ・ 保護者に対しては、特別支援に関する相談会を、学校に対しては、巡回相談を、教員に対しては、特別支援教育に関する研修会を実施します。

(特別支援教育の人的支援) (再掲)

- ・ 必要度の高い学校にスクールサポーターを配置し、適切に子どもと関わることで、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。
スクールサポーターを対象とした研修会等を行い、特別な支援を要する子どもに対する適切な支援方法を学ぶなど、支援員としての資質の向上に努めます。

(10) 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実

【現状と課題】

- ・ 社会が多様化し、変化する中で、子どもがこれから生きていく上で必要とされる資質や知識を身に付けることが大切です。

一人ひとりが地球上の資源・エネルギーの有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（E S D（※））の推進もその一環です。

※E S D（Education for Sustainable Development）

… 地球的視野で考え、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるように人々を育成し、意識と行動を変革することを目的とする教育

- ・ 本市は、平成23年12月に全国11の都市・地域のひとつとして「環境未来都市」に選定されました。

また、平成30年6月に経済・社会・環境の分野を巡る広範な課題に統合的に取り組む「SDG s（※）未来都市」に選定され、併せて「自治体SDG s モデル事業」にも選定されました。これまでの「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」をさらに推進するとともに、地理的特性を活かした再生可能エネルギーの導入等により、誰もが暮らしたい・活力あるまちの実現を目指しています。

学校においても、SDG s が掲げる様々な課題に関する問題解決的な学習を進め、子どもが自ら考え、実践する力を育むことが大切です。

※SDG s（Sustainable Development Goals） … 2030年に向けて世界が合意した持続可能な17の達成目標

- ・ 学校におけるいじめや不登校の問題に加え、児童虐待や暴力事件、携帯電話等でのトラブルなど、子どもに関わる問題が多様化、複雑化してきた背景には、人権感覚が未発達であることがあります。特にいじめ問題は、改めて大きな社会問題になり、教員一人ひとりが一層の人権感覚と危機意識をもって未然防止・早期発見・即時対応に取り組まなければなりません。

これらのことから、子どもの発達段階に応じて、人権の意義や重要性について理解させ、様々な状況下で適切な態度や行動に表れるような指導を継続していくことが必要です。

- ・ 東日本大震災や度重なる自然災害を機に、子ども一人ひとりの防災意識を高めることが必要です。

- ・ 各学校では、学校管理下における事故等の発生に備え、危機管理マニュアルを作成しています。マニュアルには、事故等発生時に教職員が的確に判断し、円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を記載しています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 北陸3県の関係教育機関やユネスコ協会と連携・協力し、富山E S D講座を開催して、E S Dの考え方を生かした学習活動の推進に努めます。
- ・ ユネスコスクール（※）加盟を希望する市内小・中学校を支援します。

※ユネスコスクール … ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、(1) 地球規模の問題に対する国連システムの理解、(2) 人権、民主主義の理解と促進、(3) 異文化理解、(4) 環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校

- ・ 環境に対する豊かな感受性を育むため、自然観察や体験活動を取り入れた学習を充実します。環境に関する見方や考え方を育むため、自ら問題を見つけ、検証していく問題解決的な学習を工夫し、環境や環境問題を総合的に把握できるようにします。
- ・ 学校、家庭、地域と連携し、子どもの身近な問題から考え、課題解決に取り組めるよう努めます。
- ・ 人権尊重の教育に関する研修等を通して、教員一人ひとりが人権意識を高め、差別や偏見を許さない態度で教育活動に当たります。
また、人権教育の全体計画と年間指導計画を策定し、指導の充実を図ります。
家庭や地域、関係機関との連携を深め豊かな体験の機会の充実に努めます。
- ・ 災害や事故発生時に適切に行動できるよう、教職員、児童生徒の意識の向上に努めます。

【主な取組み】

(E S Dの推進)

- ・ E S Dの考え方を生かした学習活動の推進に努めます。
- ・ 「富山E S D講座」における教職員の研修・学校間交流を行います。

- ・ 「SDGs－ESD富山シンポジウム」を開催し、SDGsとESDの関連について理解を深めます。
- ・ ユネスコスクールへの加盟を支援します。

(SDGsの推進)

- ・ 各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じ、SDGsに関する学習を計画的に行います。
- ・ 環境に働きかける実践力を育むため、富山エコタウン等の環境に関わる施設への訪問や、出前授業等で専門家による講演を実施します。
- ・ 小学生を対象とした苗木の植樹体験「未来に繋ぐ小学生植樹体験事業」や、本市の公共交通を活用する「富山市のりもの語り教育」を通じて、「森林が有する地球温暖化防止の効果」や、「地域の財としての公共交通の魅力」等を学び、持続可能な社会の一員としての意識の醸成を図ります。

(人権教育の推進) (再掲)

- ・ 教員を対象とした「人権教育推進に関する研修会」の実施、「人権教育の指導事例集」の発刊等を通して、児童生徒、教職員の人権意識を高めるとともに、一人ひとりがかかけがえのない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合う心と態度を育てます。

(防災教育の推進)

- ・ 危機管理マニュアルについて、実際に機能するかどうか訓練等を基に検証し、定期的に見直し・改善を行います。
- ・ 避難誘導訓練や日頃の学習を通して、災害発生時における基本的な行動を十分に身に付け、子どもの「自分の目で見えて考え判断し、行動する力」を育みます。

(11) 私学の振興

【現状と課題】

- ・ 私立学校においては、多様化する市民のニーズに応じた特色ある教育研究の推進が求められており、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開しています。
しかし、近年における少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる教育環境は厳しい状況であることが考えられます。

【取組みの基本的方向】

- ・ 少子化が進展する中、学校教育の振興を図るため、特徴ある豊かな個性を育む教育活動を行っている私立学校の運営等を支援します。

【主な取組み】

(私学の振興)

- ・ 補助事業により私立学校の振興を図ります。

2 基本的な方向2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備

【基本的な方向の目標】（目指すべき成果）

子どもたちが、安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられていること

(12) 質の高い学校教育環境の整備

【現状と課題】

- ・ 学校図書館については、児童生徒の読書離れが指摘される中で、知的活動を増進し、健全な教養の育成を図るため、学校の読書活動を推進する環境づくりが求められております。
平成18年度から平成27年度までの10か年計画において重点的に図書館の整備を行った結果、学校全体では、文部科学省が定める「学校図書館図書標準」による蔵書数に達し、図書現有率は100%となっており、今後も計画的に図書館の整備・充実を進めていく必要があります。
- ・ 教員の校務が煩雑となってきている中で、学校における様々な課題を解決するために、教員が子どもと向き合う時間を確保することが非常に重要であり、校務の効率化を図るために、学校のICT環境のさらなる整備が求められています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 学校の読書活動を推進する環境づくりとして、学校図書館の計画的整備・充実に取り組みます。
- ・ ICTを活用することにより、教員の校務負担を軽減し、教員の子どもと向き合う時間の更なる充実に努めます。
また、教材や指導案等をデータベース化することで、学校全体の授業の質の向上を図るとともに、新しい時代に対応したICTの積極的な活用による指導方法、授業体制の工夫改善について研究します。

【主な取組み】

(学校図書館の充実)

- ・ 学校図書の計画的な整備・充実に取り組みます。
- ・ 学校司書の配置により、児童生徒が図書に親しむ機会の充実を図り、豊かな心や想像力、確かな知識などを育みます。

(ICTの活用) (再掲)

- ・ 各学校に、パソコンの利用環境を整備することにより、子どもの情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びを目指します。
- ・ 校務支援システムを効果的に活用し、校務の効率化を図ります。
- ・ 授業の質の向上を図るため、教材や指導案等のデータベース化を検討します。
- ・ 小学校においてプログラミング教育が実施されることから、教員がプログラミング教育について学び、理解を深めるとともに、学習に取り入れるための方策や、小中高の接続の在り方について研修を推進します。

(13) 安心・安全な学校教育環境の整備

【現状と課題】

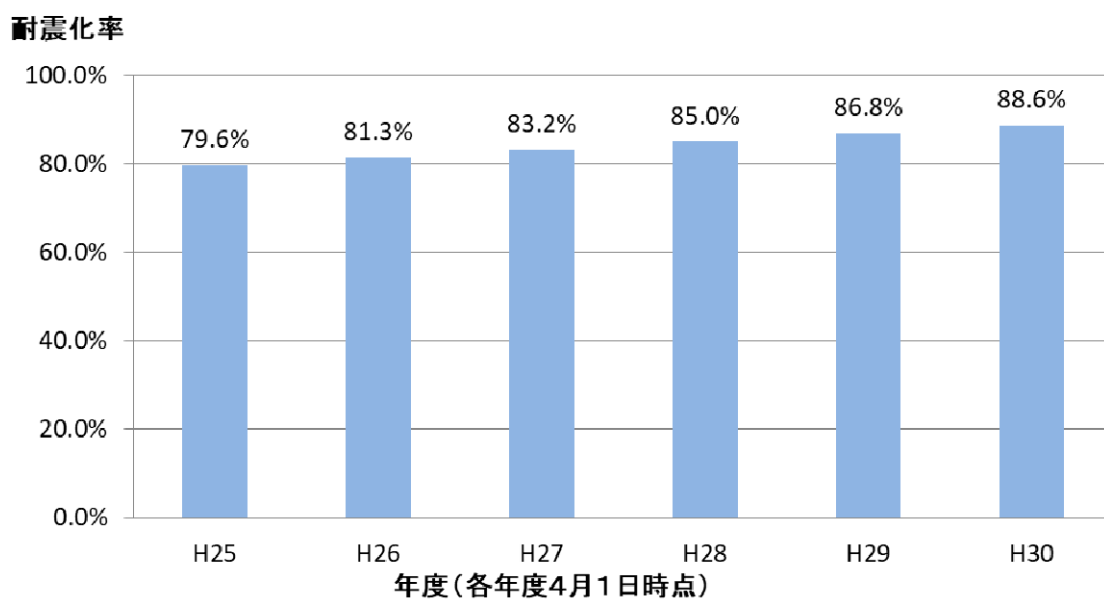
- ・ 本市では、子どもが健やかに成長し、学校・家庭・地域の連携のもと、安心・安全な環境の中で教育を受けられるよう努めています。
- ・ 学校施設については、子どもが1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割をも果たすことから、本市では耐震化を計画的に推進しているところです。耐震化を行う際に、老朽改修を含めた大規模改造工事を行うことで二重投資にならないよう努めてきましたが、平成28年4月の熊本地震を契機に方針を転換し、耐震補強工事を優先して実施することで、平成33年度末までに小・中学校施設の耐震化が完了するよう取り組んでいます。

また、非構造部材については、経年劣化による設備や外壁の老朽化対策、建物屋上の雨漏りによる防水対策等が必要とされています。

さらに、夏季の児童生徒の熱中症対策や学習環境改善のため、普通教室への空調設備の設置が求められています。
- ・ 本市の児童生徒数は年々減少し、クラス替えができない学校や、複式学級を編制する学校が増加しており、学校の適正配置に向けた再編（統廃合）は避けて通れない課題です。

そのような中、平成34年4月の八尾地域統合中学校の開校に向けて、整備を進めているところです。
- ・ 市立幼稚園の適正配置については、平成25年5月に策定した『「市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」に基づく「今後の推進計画」』に基づき、平成26年3月に杉原幼稚園、平成28年3月に上滝幼稚園を閉園しました。少子化の進行と保育所・認定こども園の利用を希望する家庭の増加から、幼稚園の利用者数は減少しています。
- ・ 通学路については、現在、学校、地域、保護者、関係機関等が連携し、子どもの安全確保のための取り組みを進めています。

○市立小・中学校、幼稚園の耐震化の推移



資料：市学校施設課調べ

【取組みの基本的方向】

- ・ 全ての児童生徒等にとって安全で快適な教育環境を創出するため、耐震化の計画的な実施に努めます。
- ・ 夏季の児童生徒の熱中症対策及び学習環境改善のため、全ての普通教室に空調設備を設置します。
- ・ 学校による施設の日常点検に加え、建築士（有資格者）による学校施設の点検を3年毎に行い、危険箇所・危険の度合いに応じて改修工事を行います。
- ・ 学校再編を検討する際には、児童生徒数、学校の歴史や伝統、さらには、地域や保護者の方々のご意見も踏まえ、時間をかけて議論を重ねていく過程が重要であり、そうした中で、学校再編の機運が高まることが前提となります。少子化が進行する中、今後も、それぞれの学校規模の利点を尊重しながら、児童生徒数の動向に適切に対応していきます。
- ・ 少子化の進行や、私立幼稚園、保育所、認定こども園に対する家庭のニーズを見極め、市立幼稚園が担うべき役割と責任について検討していきます。
- ・ 子どもたちが健全で心豊かに育つよう、学校・家庭・地域等が連携し、それぞれの役割と責任を自覚し、地域の教育環境の整備を進めます。

【主な取組み】

(耐震化・防災強化の推進)

(非構造部材の点検・改修)

- ・ 学校施設の耐震性確保の促進に努めます。
- ・ 老朽化した施設の設備等改修工事を実施します。
- ・ 現在の児童生徒のニーズに合った校舎等の建設に努めます。
- ・ 小・中学校の全ての普通教室に空調設備を設置します。

(学校の適正配置)

- ・ 少子化が進行する中、それぞれの学校規模の利点を尊重しながら、児童生徒数の動向に適切に対応していきます。

(市立幼稚園の適正配置)

- ・ 「市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」の適正規模・適正配置の基本的な考え方を踏まえつつ、園児数の推移や私立幼稚園、保育所、認定こども園との役割分担、幼稚園教育のあり方等を考慮しながら、市立幼稚園の適正配置に努めます。

(通学路の安全対策（ソフト面）)

- ・ 通学路の安全対策として、通学路の一部変更、当該児童生徒への指導の徹底、学校安全パトロール隊への協力依頼、スクールガードリーダー（※）の配置などを行います。

※スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）

… 教育委員会が委嘱した防犯の専門家（警察官OB等）。各小学校の警備のポイントを指摘したり、定期的に各学校を巡回し、それぞれの学校の安全体制の評価、指導助言等を行う。

- ・ 通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「富山市通学路交通安全プログラム」を策定し、道路管理者、警察、学校関係者等の関係機関の連携体制を構築します。

【参考指標（数値目標）】

耐震化・ 防災強化 の推進	指標の名称	学校施設の耐震化率		
	概ね5年前 ※()内は 年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	79.6% (25)	88.6% (30)	100.0%	100.0%
	指標の説明	小・中学校施設における耐震化率		
	目標設定の考え方	33年度末までに100%を目指す。		

3 基本的な方向 3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援

【基本的な方向の目標】（目指すべき成果）

子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育てていること

（14）家庭における教育力の向上

【現状と課題】

- ・ 家庭教育は、全ての教育の出発点であり、「基本的な生活習慣」、「豊かな情操」、「社会的なマナー」などを身に付ける上で、重要な役割を担っています。
しかし、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化といった社会の変化を背景に「家庭の教育力」の二極化が問題となってきました。
- ・ 人々のライフスタイルや価値観の多様化に伴う地域の連帯意識の低下や核家族化により、子育てに関する知識や経験を得る機会の減少が危惧されていることから、「親」としてのあり方を学習する「親学び」が必要となっています。
- ・ 社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、それに伴い様々な問題が生じています。
いじめや不登校、児童虐待等の問題行動の原因を、子ども本人や保護者だけに求めても完全に解決できません。スクールソーシャルワーカーは、家庭に出向き、本人、保護者を取り巻く様々な環境とのつながりを重視し、専門的な知識や技術を活かして子どもや保護者に相談活動を行うことで、いじめ、不登校、児童虐待等の問題行動の解決を図っています。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果から、本市の子どもは、放課後に、家庭でテレビを見たり、ゲームやインターネットをしたりして過ごす児童生徒の割合が、全国平均に比べて高い傾向にあります。
また、本市における子どもの読書に親しむ機会は、全国に比べよい傾向にありますが、子どもの読書離れも懸念されており、よい読書習慣を身に付けさせることが大切です。
読書活動は、子どもの心を豊かにし、確かな学力基盤を身に付けるうえで大切な取り組みであることから、あらゆる機会と場所において読書が行えるよう、その推進が求められています。
- ・ 学校教育法により、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定されてい

ます。本市では、就学援助制度により、保護者からの申請に基づき、学校給食費や学用品費などの支払いが困難な家庭に対し、費用の援助を行っています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 学校・家庭・地域が連携し、家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組みを推進します。
- ・ 富山県教育委員会、小・中学校、市PTA連絡協議会、大学等関係機関と連携・協力し、「親学び」の普及・啓発を推進します。
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置により、子どもや保護者を取り巻く環境に働きかけ、教職員、関係機関との連携を図りながら、子どもや保護者、家族が、子どもの健やかな成長を実現できるよう支援を進めます。特に家庭訪問による相談活動を重視し、子どもだけではなく、家庭への働きかけを行います。中でも、学校と家庭、地域、関係機関の連携を特に重視して活動します。
- ・ 情操教育として効果が期待される子どもの読書活動を推進するため、家庭や学校、関係機関との連携のもと、読書に親しむ環境づくりを進めます。
- ・ 経済的理由によって就学が困難な家庭に対し、費用の援助を行います。

【主な取組み】

(親子サークルの充実)

- ・ 就園前の子どもと、その保護者を対象に実施している、親子サークルの充実を図ります。
サークルでは、指導員が親子遊びの指導を行うほか、子育てに関する悩み相談、保護者同士の交流機会の提供などを通じて、幼少期からの家庭教育を支援します。

(「親学び講座」の普及・啓発)

- ・ 学年学級懇談会や就学時健診等の学校行事の機会に、親としてのあり方を学習する親学び講座の実施を支援します。
また、より効果的に講座を実施できるよう、情報交換などを通して活動内容を共有し、実施機会の充実を図ります。

(いじめ、不登校対策) (再掲)

- ・ 問題を抱えた子ども、家庭等への訪問相談を行い、子どもの心身ともに安定した生活をめざして、助言や支援を行うため、スクールソーシャルワーカーの適切な配置を行います。

(子どもの読書活動の推進)

- ・ 子どもに対しては、学校司書が読み聞かせや本の紹介等を行うとともに、朝読書等、定期的な読書の時間や学習活動として学校図書館を活用する時間を設定し、読書に関する興味・関心を喚起します。
また、保護者に対しては、読書活動に関する情報提供を行い、家庭における読書の習慣付けの重要性について共通理解を図ります。
- ・ 「富山市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館での蔵書充実や利用指導など、子どもの読書環境の整備に努めます。
- ・ 小・中学生に薦めたい良書を選定し、そのリーフレットを作成・配布して、子どもが良書に親しむ環境の充実に取り組みます。

(就学援助の実施) (再掲)

- ・ 学校教育法第19条の規定に基づき、経済的困難を抱える家庭に対して学用品費や給食費等の援助を行います。

子どもの読書活動の推進	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	31年度中に富山市子ども読書活動推進計画(第四次)を策定	36年度の「富山市子ども読書活動推進計画(第五次)」策定に向け、具体的に活動を行う。			

【参考指標（数値目標）】

子どもの 読書活動 の推進	指標の名称	1日30分以上読書をする児童生徒の割合		
	概ね5年前 ※（ ）内は年 度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	36.1% (25)	39.2% (30)	43.0%	45.0%
	指標の説明	全国学力・学習状況調査（小学6年生、中学3年生対象）において、「家や図書館で、普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、読書を行いますか(教科書や参考書、漫画や雑誌を除く)」の質問に対して、1日30分以上と答える児童生徒の割合		
目標設定の 考え方	家や図書館で読書に親しむ児童生徒を増やす。			

(15) 学校・家庭・地域との連携

【現状と課題】

- ・ 社会が多様化し、変化する中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、それに伴い様々な問題が生じています。学校や地域における教育課題の解決には、学校・家庭・地域が協働して主体的に取り組むことが重要です。
- ・ 子どもの頃からの健全な食習慣の確立を図るため、日常生活の基盤である家庭において、子どもへの食育の取組みを確実に推進していくことが全国的に課題となっています。そのためには、地方自治体が、①子どもの基本的な生活習慣の形成、②望ましい食習慣や知識の習得、③子どもの育成支援における共食等の食育推進などに取り組んでいくことが求められています。
- ・ 子どもかがやき教室では、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、小学校区毎に学校や社会教育施設を活用しながら子どもの居場所を確保し、地域の教育力を結集して、放課後や学校休業日にスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施しています。
今後、子どもかがやき教室の充実とともに、放課後児童クラブとの連携が求められています。

【取組みの基本的方向】

- ・ 学校と地域の人々が目標を共有し、協働で学校及び地域の子どもを育むことに努めます。このことによって、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、そこに関わる大人たちの成長も促し、地域の絆を深め、地域づくりの担い手を育てます。
- ・ 食育月間などにおける普及啓発活動、保護者に対する食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識の情報提供、さらには、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、学校と家庭が連携した食育の推進を図ります。
- ・ 子どもかがやき教室では、子どもの安全で安心な居場所として、学校や公民館等を活用し、多様な体験活動や地域住民との交流活動を推進します。
また、より多くの児童が子どもかがやき教室に参加しやすい環境づくりを検討します。

【主な取組み】

(開かれた学校づくり)

- ・ コミュニティ・スクール(※)となっている学校では、学校運営協議会に対し、学校運営の基本方針について説明し、承認を得たり、学校の課題に対する方策を共に考え活動したりすることで、学校と地域の協力体制を構築し、学校の教育活動を活性化します。
- ・ 学校運営協議会を通して地域の教育力を有効に生かし、学習支援等の具体的な支援を得て、教育活動を充実させます。


※コミュニティ・スクール … 保護者や地域住民が学校とともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み
(学校運営協議会制度)

(家庭での食習慣確立への支援)

- ・ 保護者へ、給食だよりやホームページなどを活用して、食に関する情報の提供や共食の呼びかけなどを行います。
- ・ すこやか教室における栄養指導や学校での食育活動への保護者の参加を促進します。

(子どもかがやき教室の充実)

- ・ 実施地区については、指導員研修等を通して事業内容の充実を図ります。未実施地区については、地域の実情を把握しながら、事業の目的や活動事例の紹介などにより事業実施を促進します。
また、富山市放課後子ども総合プラン運営委員会を開催し、放課後児童クラブと連携した子ども対策のあり方を検討します。

家庭での食習慣確立への支援	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
					
	保護者への情報提供・栄養指導の実施、食育活動への参加の促進				

【参考指標（数値目標）】

家庭での食習慣確立への支援	指標の名称	朝食を摂る子どもの割合		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	小学生 98.4% 中学生 96.6% (25)	小学生 98.2% 中学生 95.1% (29)	小学生 100.0% 中学生 100.0%	小学生 100.0% 中学生 100.0%
	指標の説明	朝食を摂る児童生徒の割合		
	目標設定の考え方	富山県の目標数値を参考に小学生100%、中学生100%を目指す。		

子どもかがやき教室の充実	指標の名称	子どもかがやき教室の実施箇所数		
	概ね5年前 ※（ ）内は年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	40箇所 (25)	44箇所 (30)	50箇所	50箇所
	指標の説明	子どもかがやき教室の実施箇所総数		
	目標設定の考え方	35年度末までに50箇所での実施を目指し、その後は地域の実情に合わせて内容の充実を図る。		

4 基本的な方向 4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の 保全・活用

【基本的な方向の目標】（目指すべき成果）

刻々と変化する社会に対応していくために、必要な知識やスキルを、市民が生涯を通じて、身に付けていけること
市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われていること

(16) 高等教育の充実

【現状と課題】

- ・ グローバル化が進展する時代において、全国で唯一の公立の外国語専門学校として、地域社会の要請にこたえていくためには、実用性のある語学を習得させるとともに、異文化への理解を深め、広い視野をもった国際人として、産業及び文化の振興と発展に貢献する有能な人材の育成に必要な専門教育を行っていく必要があります。
- ・ 平成3年に開校した富山ガラス造形研究所では、全国で唯一の公立のガラス専門教育機関として、これまでに優れたガラス作家を多く輩出し、国内外で高い評価を得ています。
しかしながら、少子化の影響もあり、全国の美術系教育機関と同様に、受験者数の減少が著しい状況にあります。
- ・ 本市は、県内の大学などの高等教育機関との協定等に基づき、生涯学習、福祉・保健など、様々な分野で連携協力を進めております。

【取組みの基本的方向】

- ・ 公立の外国語専門学校として、昭和60年の開校以来、本校が有する人材と施設を有効活用し、一般市民の生涯学習の場として、外国語を学びたい人がその種類やそれぞれの程度に応じて講座を選んで学習できる環境の充実に努めます。
- ・ 富山ガラス造形研究所では、ガラスアートに関する専門的知識及び技術の学習により、ガラス造形制作者（作家）として、有能な人材を育成します。
本校カリキュラムの目玉として、平成3年の開校以来実施している外国人教師招聘事業があります。ガラスアートの分野で先進的で、高度な知識と技術を有するガラス作家を招聘し、学生の指導に当たります。

- ・ 市民が県内の高等教育機関で学びやすいよう支援します。

【主な取組み】

(富山外国語専門学校の充実)

- ・ 英語、中国語、ハンデル、フランス語について、それぞれの程度に応じた講座を実施します。
- ・ 平成32年度から実施される、小学校3・4年生の外国語活動、小学校5・6年生の英語の教科化に向けて、小学校3・4年生を対象とした講座を実施し、英語への興味・関心を高め、国際理解を深める機会を提供します。
- ・ 教育委員会主催の「小学校教員英語研修」に本校の人材を派遣します。この研修会では、本校教員が指導者を務め、発音に焦点を当てた集中訓練を実施します。

(富山ガラス造形研究所の充実)

- ・ 学生の見聞を広めるため、現代アート、建築、彫刻、デザイン、陶芸等のガラス以外で活躍されている方を講師に招き、特別講義を行います。
- ・ 広い視野とグローバルな考え方を身に付けるため、国内外で活躍する著名作家を招き、春と秋にワークショップを開催するほか、提携大学との交換留学制度を活用し、海外でもガラスを学ぶことができる機会を提供します。
- ・ 「ガラスの街 とやま」を広くアピールするため、また、ガラス芸術文化の振興や学生・地域住民との交流、人材育成等を図るため、アーティスト・イン・レジデンス事業(※)を行います。

※アーティスト・イン・レジデンス事業 … 公募で優秀なガラス作家を選定し、約6週間、富山に滞在し制作活動を行う。

(高等教育機関との連携)

- ・ 県内の高等教育機関と連携して、壮年期キャリアアップ補助事業(※)を実施します。

※壮年期キャリアアップ補助事業 … 55歳以上の市民で、県内大学の社会人向け講座(科目等履修、聴講生制度等)の受講修了者に対し、受講料の一部を補助する。

(17) 生涯学習活動の充実

【現状と課題】

- ・ 人と人との絆を大切にしたい心豊かな地域社会の形成を図っていくため、地域の特色を活かした公民館活動やふるさとづくり活動の充実が必要になっていますが、人々のライフスタイルや価値観の多様化により、地域活動が低迷し、連帯意識が低下していることが課題となっています。
- ・ 人生100年時代を見据え、すべての人が何歳になっても学び直しができる環境づくりが必要となっています。
また、国が平成30年6月に策定した「人づくり革命基本構想」において、リカレント教育(※)を拡充することとされており、対応が求められています。

※リカレント教育 … 何歳になっても学び直し、職場復帰や転職が可能となる取り組み

- ・ 市民大学については、これまでも市民の高い学習意欲に応じてきましたが、社会環境の変化によって多様な学習機会がある中で、受講者数が減少しているコースもあります。

【取組みの基本的方向】

- ・ 市ふるさとづくり推進連絡協議会、地区ふるさとづくり推進協議会を通じて、地域の公民館活動やふるさとづくり活動を推進します。
地域住民の幅広い年齢層の方が参加できる事業を実施するため、事例研究等を行い、内容の充実に努めます。
- ・ 壮年期を迎えた市民の学び直しを促進するため、自己啓発の取り組みを支援します。
- ・ 市民大学については、市民大学のあり方を見据えながら、受講者のニーズに合った学習機会を提供します。

【主な取組み】

(ふるさとづくり活動の推進)

- ・ 市ふるさとづくり推進連絡協議会、地区ふるさとづくり推進協議会を通じて、公民館ふるさと講座などを実施します。

(生涯学習普及啓発)

- ・ 壮年期キャリアアップ補助事業の周知に努め、大学と連携しながら、市民の学び直しを促進します。

また、リカレント教育に関する国・県等の動向把握に努め、生涯学習の充実を検討します。

(市民大学の充実)

- ・ 市民大学のあり方を見据えつつ、講座の充足率を参考に、行政だからできる内容や受講者のニーズに合ったコースを展開します。

【参考指標 (数値目標)】

生涯学習 普及啓発	指標の名称	壮年期キャリアアップ補助事業対象件数		
	概ね5年前 ※()内は 年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	89件 (25)	60件 (29)	75件	90件
	指標の説明	55歳以上の市民が受講し修了した、県内大学が実施する社会人向け講座の延べ数(受講者一名につき、前期・後期各1講座まで補助)		
	目標設定の 考え方	毎年度3件増加することをめざす(3件は、基準数値の5%)		

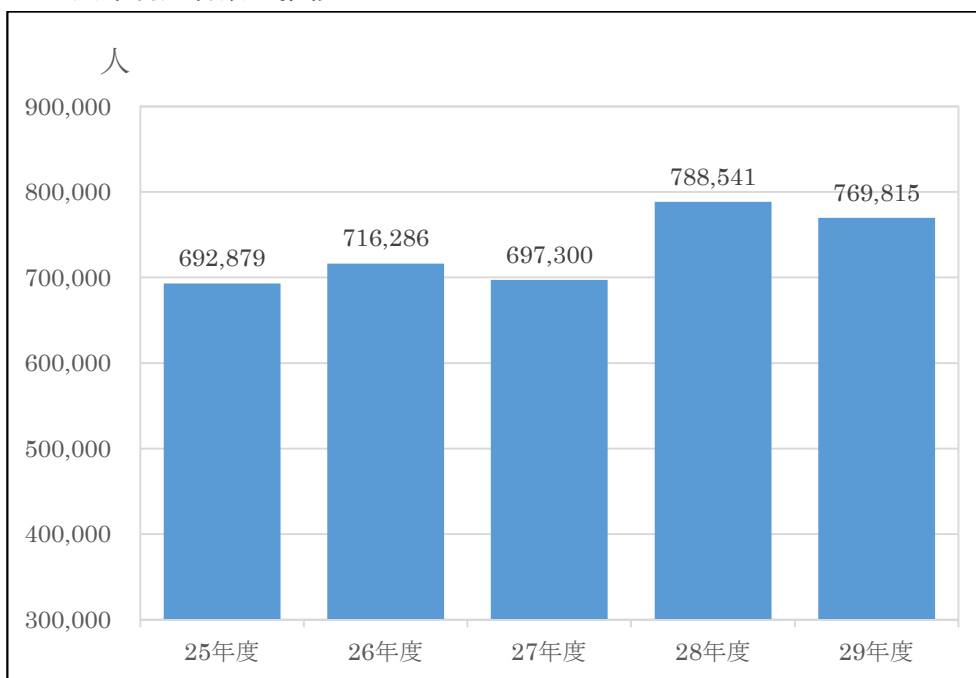
市民大学 の充実	指標の名称	市民大学開設コースにおける充足率		
	概ね5年前 ※()内は 年度	基準数値 ※()内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	88.0% (25)	76.0% (30)	85.0%	85.0%
	指標の説明	市民大学で開設しているコースの定員に対する受講者数の割合		
	目標設定の 考え方	開設コースの見直しに取組み、魅力向上を図り、35年度までに85%を目指す。		

(18) 生涯学習活動拠点の充実

【現状と課題】

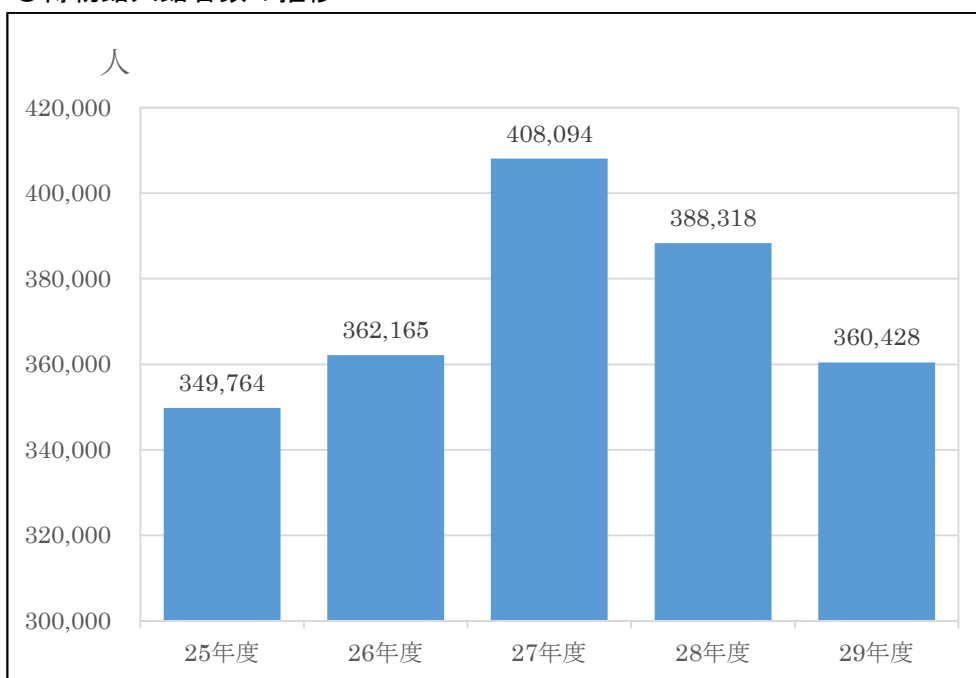
- ・ 公民館は地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、地域住民の交流の場として重要な役割を果たしています。この公民館活動については、本市は全国的に見ても非常に充実しています。
課題としては、市立公民館について、耐震基準を満たしていない館や施設の老朽化が著しい館があることから、順次改築を進めていく必要があります。
- ・ 図書館は、生涯学習・読書の拠点として多くの資料を所蔵し、広く市民の皆様に提供しています。今後も多様化する市民ニーズに対応するため、更なる蔵書の充実や、質の高い情報サービスの提供に加え、企画展示や行事等を実施し、本の貸出しだけでなく、滞在型の環境整備が求められています。
- ・ 郷土博物館をはじめとする人文系博物館は、魅力ある展示により、本市の歴史・民俗・美術の学習機会の提供が求められていますが、より質の高いものとするため、博物館の連携や市民との協働が必要とされています。
- ・ 城址公園の整備と合わせ、人文系博物館のより一層の魅力向上が必要です。
- ・ 科学博物館は、「見て触れる」体験型の展示により、自然科学の魅力を紹介してきましたが、子どもの理科離れが課題となる中、より魅力的な展示が求められています。現在の展示について、更新時期を定め、計画的に構想・設計を進めていく必要があります。
また、市民が利用しやすい天体観察機能のあり方について、検討していく必要があります。
- ・ 富山市西町南地区第一種市街地再開発ビル「TOYAMA キラリ」内に、「ガラスの街とやま」を目指したまちづくりの集大成として、平成27年8月に富山市ガラス美術館が開館しました。
開館から3年経過し、「ガラスの街とやま」の認知度をより一層高めるための展示を実施していく必要があります。

○公民館利用者数の推移



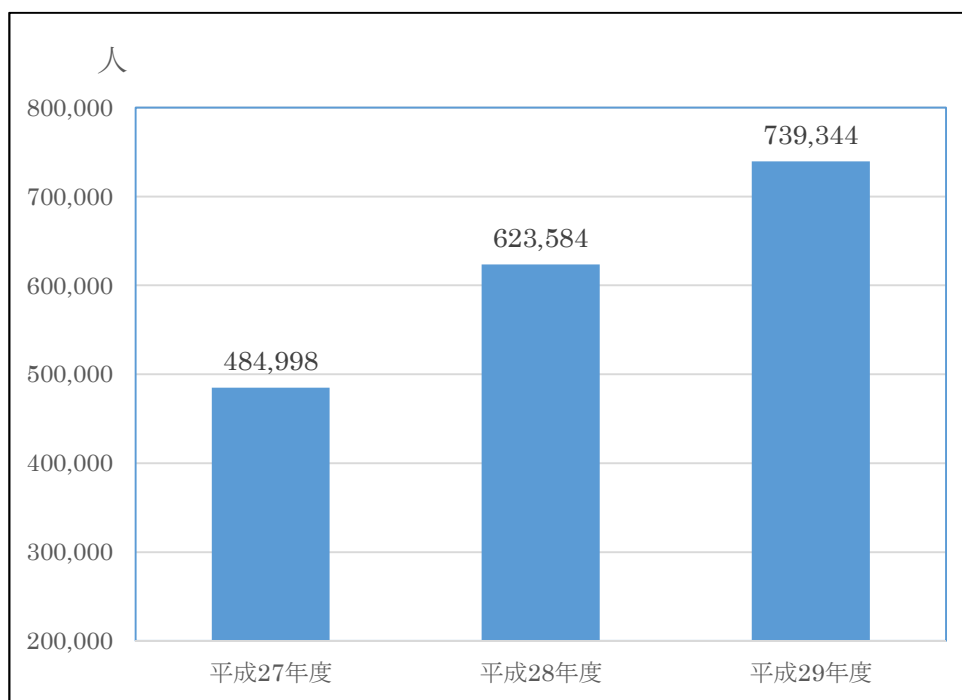
資料：市生涯学習課調べ

○博物館入館者数の推移



資料：市生涯学習課調べ

OTOYAMA キラリ公益施設入館者数の推移



※平成 27 年度は 8/22～3/31

資料：市ガラス美術館調べ

【取組みの基本的方向】

- ・ 地域住民にとって最も身近な学びや文化活動及び交流の場である市立公民館を、安全・快適に利用してもらうため、老朽施設の改築を進め、生涯学習拠点の整備・充実を図ります。
- ・ 図書館は、生涯学習・読書の拠点に加え、交流拠点として、情報提供や地域の課題解決支援のほか、各種行事の実施により、本に親しむきっかけづくりに取り組み、入館者数の増加に努めます。
- ・ 人文系博物館については、特別展や企画展、普及活動の開催等を通じて、富山の歴史・民俗・美術に対する市民の理解や関心を高め、文化や教養の向上を図ります。
- ・ 科学博物館については、より魅力的な展示となるよう常設展の展示替えを検討します。
また、普及活動において学校等と連携し、子どもたちの理科への興味を向上させます。
- ・ 富山市ガラス美術館については、「ガラスの街とやま」の中核施設として、ガラス芸術がもつ魅力と可能性を国内外に発信します。
また、中心市街地に位置することから、文化芸術の拠点としてだけでなく、まちなかの魅力創出の役割も担っていきます。

【主な取組み】

(公民館の充実)

- ・ 市立公民館の耐震化を促進するとともに、施設の老朽化度合、地域ニーズ、利用実態を踏まえながら、計画的に整備します。

(図書館の充実)

- ・ 利用者ニーズを踏まえた計画的な図書の購入、除籍や、各館の役割分担を考慮したバランスの良い図書の配置に努めるとともに、的確なレファレンスサービスの提供や地域の課題解決支援等に加え、小中学生招待プログラム等の読書普及活動をはじめ、セミナーや講演会、企画展示等の行事を実施し、入館者増を図ります。

(人文系博物館の展示・普及の充実)

- ・ 特別展や企画展等を充実します。
- ・ バスツアー、歴史探訪ツアー、美術講座、講演会等を実施します。
- ・ 来館者数の増加及び利便性向上に向け、孫とおでかけ支援事業やクレジットカード等の利用のより一層のPRに努めます。
- ・ 学校と連携した出前授業などを推進します。

(人文系博物館の機能の充実)

- ・ 中心市街地にある施設としての、人文系博物館の機能等の強化を検討します。

(科学博物館の常設展展示替)

- ・ 常設展の展示替えを検討します。

(天文台改修・展示更新)

- ・ 市民が利用しやすい天体観察機能のあり方について、検討します。

(ガラス美術館の展示の充実)

- ・ 現代ガラス美術がもつ多様な側面に焦点を合わせた幅広い内容の作品に出会い、対話する機会を、市民をはじめより多くの方々に提供するため、ガラス美術作品の企画展・常設展の充実を図ります。

【参考指標（数値目標）】

公民館の 充実	指標の名称	市立公民館の耐震化率		
	概ね5年前 ※（ ）内は 年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	91.5% (25)	95.1% (30)	100%	100%
	指標の説明	市立公民館全館における耐震基準を満たした公民館の割合		
	目標設定の 考え方	耐震化率100%を目指す。		

博物館の 展示・普及 の充実	指標の名称	博物館の入館者数		
	概ね5年前 ※（ ）内は 年度	基準数値 ※（ ）内は年度	5年後(35年度)の姿 (目標数値)	10年後(40年度)の姿
	349,764人 (25)	360,428人 (29)	388,000人	411,000人
	指標の説明	博物館の入館者数		
	目標設定の 考え方	第2次富山市総合計画前期基本計画に基づき、毎年1.3%程度の増加を目指す。		

図書館の 充実、 ガラス美 術館の展 示の充実	指標の名称	TOYAMA キラリ公益施設の利用者数		
	28年度 (開館 H27.8.22) ※（ ）内は 年度	基準数値 ※（ ）内は年度	3年後(33年度)の姿 (目標数値)	8年後(38年度)の姿
	484,998人 (27)	739,344人 (29)	750,000人	850,000人
	指標の説明	TOYAMA キラリ公益施設（図書館・ガラス美術館）の利用者数		
	目標設定の 考え方	第2次富山市総合計画前期基本計画に基づき、毎年2万人の増加を目指す。		

(19) 文化遺産等の保全・活用

【現状と課題】

- ・ 浮田家住宅など国指定重要文化財建造物については、経年劣化に対応するため、計画的に保存・修理を行う必要があります。
また、岩瀬地区では旧森家や旧馬場家住宅をはじめとする北前船廻船問屋建造物の、一体的な活用・整備を図っていく必要があります。
- ・ 市内には多様な文化財があり、それらを総合的に把握し、広く市民に周知することが求められています。
- ・ 史跡安田城跡については、史跡を適切に保存管理し、地域の歴史的文化遺産の活用を図る必要があります。
- ・ 平成7年に発見された大山地域の恐竜足跡化石露頭面は、国内最大規模であり、学術的価値が極めて高いことから、保存・活用を検討する必要があります。

【取組みの基本的方向】

- ・ 国指定重要文化財等歴史的建造物の保存・活用等を図ります。
- ・ 市内に残されている文化財の現状の把握に努め、本市の歴史を語る基本資料とするとともに、広く市民に公開し、郷土の歴史の継承を図ります。
- ・ 史跡安田城跡については、適切に保存管理するとともに、再整備活用に取り組み、地域の活性化を図ります。
- ・ 大山地域の恐竜足跡化石露頭面について、保存及び活用について検討します。

【主な取組み】

(文化遺産等の保存活用)

- ・ 浮田家住宅などの指定文化財建造物の保存・修理を行います。
- ・ 岩瀬地区廻船問屋建造物の活用・整備を図ります。

(文化財調査の実施)

- ・ 市内の文化財を調査し、報告書を刊行します。

(史跡整備の実施)

- ・ 史跡安田城跡の再整備を実施し、史跡の公開・活用を図ります。

(恐竜足跡化石の保存)

- ・ 平成7年に発見された大山地域の恐竜足跡化石露頭面は国内最大規模で、学術的価値が高いことから、発掘調査や足跡化石露頭面の保護に努めます。

文化財調査の実施	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	調査の実施・報告書の刊行				

史跡整備の実施	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
	史跡安田城跡の再整備など				

参考資料

計画の策定に当たっては、外部の有識者等で構成する懇話会を計2回開催し、総合的かつ専門的な見地から意見をいただき、策定する際の参考にいたしました。

富山市教育振興基本計画懇話会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属団体等
河上 仁栄	富山市PTA連絡協議会会長
笹田 茂樹	富山大学人間発達科学部教授
橘 真理子	富山市社会教育委員
濱谷 一男	富山市中学校長会会長
本田 敏也	富山市小学校長会会長
水上 義行	富山国際大学子ども育成学部客員教授
村家 幸伸	富山商工会議所青年部会長
森田 優弘	富山市公民館運営協議会会長

計8名

第2期富山市教育振興基本計画策定の経過

国の動き (第3期教育振興基本計画)		第2期富山市教育振興基本計画	
時期	内容	時期	内容
平成30年 6月15日	第3期教育振興基本計画 閣議決定	平成30年 10月16日	第1回富山市教育振興基本計画懇話会 ・計画の構成(案)の説明
		11月6日	第2回富山市教育振興基本計画懇話会 ・計画(案)の説明
		12月28日	パブリック・コメント ↓
		平成31年 1月15日	パブリック・コメント締切
		2月25日	定例教育委員会で議決(予定)
		3月	3月市議会定例会常任委員会で報告

第2期富山市教育振興基本計画

発行 富山市教育委員会

編集 富山市教育委員会教育総務課

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

電 話 076-443-2130 (直通)

F A X 076-443-2194